



厚生労働省発老0118第1号
令和3年1月18日

社会保障審議会
会長 遠藤 久夫 殿

厚生労働大臣
田村 憲久

諮問書

(令和3年度介護報酬改定について)

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第5項、第42条の2第3項、第46条第3項、第48条第3項（介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第4項において準用する場合を含む。）、第53条第3項、第54条の2第3項及び第58条第3項並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第3項の規定に基づき、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）及び指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）を別紙のとおり改正することについて貴会の意見を求めます。

令和3年度介護報酬改定 介護報酬の見直し案

別紙1-1：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準

別紙1-2：指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準

別紙1-3：指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準

別紙1-4：指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準

別紙1-5：指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準

別紙1-6：指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準

別紙1-7：指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準

別紙1-8：附則

【参考資料】

- 参考 2-1 : 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法
- 参考 2-2 : 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
- 参考 2-3 : 厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数
- 参考 2-4 : 介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額
- 参考 2-5 : 厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域
- 参考 2-6 : 厚生労働大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域
- 参考 2-7 : 介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する特定介護保険施設等及び特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額
- 参考 2-8 : 介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額
- 参考 2-9 : 厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数
- 参考 2-10 : 厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数
- 参考 2-11 : 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域
- 参考 2-12 : 厚生労働大臣が定める地域
- 参考 2-13 : 厚生労働大臣が定める一単位の単価
- 参考 2-14 : 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等
- 参考 2-15 : 厚生労働大臣が定める基準
- 参考 2-16 : 厚生労働大臣が定める施設基準

別紙 1 - 1

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 訪問介護費</p> <p>イ 身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間20分未満の場合 <u>167単位</u></p> <p>(2) 所要時間20分以上30分未満の場合 <u>250単位</u></p> <p>(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>396単位</u></p> <p>(4) 所要時間1時間以上の場合 <u>579単位</u>に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに<u>84単位</u>を加算した単位数</p> <p>ロ 生活援助が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間20分以上45分未満の場合 <u>183単位</u></p> <p>(2) 所要時間45分以上の場合 <u>225単位</u></p> <p>ハ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 <u>99単位</u></p> <p>注1 指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号に規定する厚生労働大臣が定める者（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号。<u>注9</u>において「居宅介護従業者基準」という。）第1条第3号、第8号及び第13号に規定する者を除く。）が指定訪問介護</p>	<p>別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 訪問介護費</p> <p>イ 身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間20分未満の場合 <u>166単位</u></p> <p>(2) 所要時間20分以上30分未満の場合 <u>249単位</u></p> <p>(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>395単位</u></p> <p>(4) 所要時間1時間以上の場合 <u>577単位</u>に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに<u>83単位</u>を加算した単位数</p> <p>ロ 生活援助が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間20分以上45分未満の場合 <u>182単位</u></p> <p>(2) 所要時間45分以上の場合 <u>224単位</u></p> <p>ハ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 <u>98単位</u></p> <p>注1 指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号に規定する厚生労働大臣が定める者（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号。<u>注10</u>において「居宅介護従業者基準」という。）第1条第3号、第8号及び第13号に規定する者を除く。）が指定訪問介護</p>

(指定居宅サービス基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)を行う場合にあつては、65歳に達した日の前日において、当該指定訪問介護事業所において事業を行う事業者が指定居宅介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。)第4条第1項に規定する指定居宅介護をいう。)又は重度訪問介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。注9において同じ。)に係る指定障害福祉サービス(同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。注9において同じ。)の事業を行う事業所において、指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスを利用していた者に限る。)に対して、指定訪問介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問介護計画(指定居宅サービス基準第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

2～4 (略)

5 身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に引き続き所要時間20分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行った場合(イ(1)の所定単位数を算定する場合を除く。)は、イの所定単位数にかかわらず、イの所定単位数に当該生活援助が中心である指定訪問介護の所要時間が20分から計算して25分を増すごとに67単位(201単位を限度とする。)を加算した単位数を算定する。

(削る)

(指定居宅サービス基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)を行う場合にあつては、65歳に達した日の前日において、当該指定訪問介護事業所において事業を行う事業者が指定居宅介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。)第4条第1項に規定する指定居宅介護をいう。)又は重度訪問介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。注10において同じ。)に係る指定障害福祉サービス(同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。注10において同じ。)の事業を行う事業所において、指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスを利用していた者に限る。)に対して、指定訪問介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問介護計画(指定居宅サービス基準第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

2～4 (略)

5 身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に引き続き所要時間20分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行った場合(イ(1)の所定単位数を算定する場合を除く。)は、イの所定単位数にかかわらず、イの所定単位数に当該生活援助が中心である指定訪問介護の所要時間が20分から計算して25分を増すごとに66単位(198単位を限度とする。)を加算した単位数を算定する。

6 別に厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者(指定居宅サービス基準第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。)を配置している指定訪問介護事業所におい

6・7 (略)

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、特定事業所加算(Ⅲ)及び特定事業所加算(Ⅴ)を同時に算定する場合を除き、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(4) (略)

(5) 特定事業所加算(Ⅴ) 所定単位数の100分の3に相当する単位数

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第三号

9～13 (略)

14 イについて、利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定訪問介護事業所のサービス提供責任者（指定居宅サービス基準第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）が指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）の介護支援専門員と連携し、当該介護支援専門員が必要と認めた場合に、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等が当該利用者の居宅サービス計画（法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）において計画的に訪問することとなっていない指定

て、指定訪問介護を行った場合は、平成31年3月31日までの間、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

7・8 (略)

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(4) (略)

(新設)

10～14 (略)

15 イについて、利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定訪問介護事業所のサービス提供責任者が指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）の介護支援専門員と連携し、当該介護支援専門員が必要と認めた場合に、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等が当該利用者の居宅サービス計画（法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）において計画的に訪問することとなっていない指定訪問介護を緊急に行った場合は、1回につき100単位を加算する。

訪問介護を緊急に行った場合は、1回につき100単位を加算する。

15 (略)

ニ・ホ (略)

へ 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 認知症専門ケア加算(I) 3単位

(2) 認知症専門ケア加算(II) 4単位

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第四十二号

※ 「別に厚生労働大臣が定める者」＝厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等第三号の二

ト 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算(I) イからへまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数

16 (略)

ニ・ホ (略)

(新設)

ハ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算(I) イからホまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからへまでにより算定した
単位数の1000分の100に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからへまでにより算定した
単位数の1000分の55に相当する単位数
(削る)

(削る)

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定め
る基準第四号

チ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等
の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届
け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護
を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる
単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれ
かの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他
の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからへまでにより算
定した単位数の1000分の63に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからへまでにより算
定した単位数の1000分の42に相当する単位数

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定め
る基準第四号の二

2 訪問入浴介護費

イ 訪問入浴介護費

1,260単位

注1・2 (略)

(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからホまでにより算定した
単位数の1000分の100に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからホまでにより算定した
単位数の1000分の55に相当する単位数

(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の10
0分の90に相当する単位数

(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の10
0分の80に相当する単位数

ト 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等
の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届
け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護
を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる
単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれ
かの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他
の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからホまでにより算
定した単位数の1000分の63に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからホまでにより算
定した単位数の1000分の42に相当する単位数

2 訪問入浴介護費

イ 訪問入浴介護費

1,256単位

注1・2 (略)

3 訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清しき又は部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。）を実施したときは、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

4～8 （略）

ロ 初回加算 200単位

注 指定訪問入浴介護事業所において、新規利用者の居宅を訪問し、指定訪問入浴介護の利用に関する調整を行った上で、利用者に対して、初回の指定訪問入浴介護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ハ 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 認知症専門ケア加算(I) 3単位

(2) 認知症専門ケア加算(II) 4単位

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第四十二号

※ 「別に厚生労働大臣が定める者」＝厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等第三号の三

ニ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する

3 訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清しき又は部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。）を実施したときは、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

4～8 （略）

(新設)

(新設)

ロ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算

。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|---------------------|------|
| (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) | 44単位 |
| (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) | 36単位 |
| (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) | 12単位 |

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第五号

ホ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからニまでにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからニまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからニまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数
(削る)

- (削る)

ハ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等

定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|------------------------------|------|
| (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ | 36単位 |
| (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ
(新設) | 24単位 |

ニ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イ及びロにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イ及びロにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イ及びロにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

三 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等

の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからニまでにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからニまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第六号の二

3 訪問看護費

イ 指定訪問看護ステーションの場合

- (1) 所要時間20分未満の場合 313単位
- (2) 所要時間30分未満の場合 470単位
- (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 821単位
- (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 1,125単位
- (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合(1回につき) 293単位

ロ 病院又は診療所の場合

- (1) 所要時間20分未満の場合 265単位
- (2) 所要時間30分未満の場合 398単位
- (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 573単位
- (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 842単位

ハ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合

注1～15 (略)

ニ～ヘ (略)

の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イ及びロにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イ及びロにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

3 訪問看護費

イ 指定訪問看護ステーションの場合

- (1) 所要時間20分未満の場合 312単位
- (2) 所要時間30分未満の場合 469単位
- (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 819単位
- (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 1,122単位
- (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合(1回につき) 297単位

ロ 病院又は診療所の場合

- (1) 所要時間20分未満の場合 264単位
- (2) 所要時間30分未満の場合 397単位
- (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 571単位
- (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 839単位

ハ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合

注1～15 (略)

ニ～ヘ (略)

ト 看護体制強化加算

注 イ及びロについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の提供体制を強化した場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|------------------|-------|
| (1) 看護体制強化加算(I) | 550単位 |
| (2) 看護体制強化加算(II) | 200単位 |

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」 = 厚生労働大臣が定める基準第九号

チ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所が、利用者に対し、指定訪問看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、イ及びロについては1回につき、ハについては1月につき、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|-----------------------------|------|
| (1) <u>イ又はロを算定している場合</u> | |
| (一) <u>サービス提供体制強化加算(I)</u> | 6単位 |
| (二) <u>サービス提供体制強化加算(II)</u> | 3単位 |
| (2) <u>ハを算定している場合</u> | |
| (一) <u>サービス提供体制強化加算(I)</u> | 50単位 |
| (二) <u>サービス提供体制強化加算(II)</u> | 25単位 |

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」 = 厚生労働大臣が定める基準第十号

ト 看護体制強化加算

注 イ及びロについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の提供体制を強化した場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|------------------|-------|
| (1) 看護体制強化加算(I) | 600単位 |
| (2) 看護体制強化加算(II) | 300単位 |

チ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所が、利用者に対し、指定訪問看護を行った場合は、イ及びロについては1回につき6単位を、ハについては1月につき50単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

4 訪問リハビリテーション費

イ 訪問リハビリテーション費（1回につき） 307単位

注1～5（略）

6 利用者に対して、リハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患の治療のために入院若しくは入所した病院、診療所若しくは介護保険施設から退院若しくは退所した日（以下「退院（所）日」という。）又は法第19条第1項に規定する要介護認定（以下「要介護認定」という。）の効力が生じた日（当該利用者が新たに要介護認定を受けた者である場合に限る。以下「認定日」という。）から起算して3月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行った場合は、短期集中リハビリテーション実施加算として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合は、リハビリテーションマネジメント加算として、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) リハビリテーションマネジメント加算(A)イ 180単位
- (2) リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ 213単位
- (3) リハビリテーションマネジメント加算(B)イ 450単位

4 訪問リハビリテーション費

イ 訪問リハビリテーション費（1回につき） 292単位

注1～5（略）

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対して、リハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患の治療のために入院若しくは入所した病院、診療所若しくは介護保険施設から退院若しくは退所した日（以下「退院（所）日」という。）又は法第19条第1項に規定する要介護認定（以下「要介護認定」という。）の効力が生じた日（当該利用者が新たに要介護認定を受けた者である場合に限る。以下「認定日」という。）から起算して3月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行った場合は、短期集中リハビリテーション実施加算として、1日につき200単位を所定単位数に加算する

7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が協働し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合は、リハビリテーションマネジメント加算として、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、リハビリテーションマネジメント加算(Ⅳ)については3月に1回を限度として算定することとし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない

- イ リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ) 230単位
- ロ リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ) 280単位
- ハ リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ) 320単位

④ リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ 483単位

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第十二号

8・9 (略)

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、当該指定訪問リハビリテーション事業所の医師が診療を行っていない利用者に対して、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき50単位を所定単位数から減算する。

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第十二号の二

ロ 移行支援加算 17単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、リハビリテーションを行い、利用者の指定通所介護事業所等への移行等を支援した場合は、移行支援加算として、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の末日が属する年度の次の年度内に限り、1日につき所定単位数を加算する。

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第十三号

※ 「別に厚生労働大臣が定める期間」＝厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等第九号

ハ サービス提供体制強化加算

ニ リハビリテーションマネジメント加算(Ⅳ) 420単位

8・9 (略)

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、当該指定訪問リハビリテーション事業所の医師が診療を行っていない利用者に対して、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき20単位を所定単位数から減算する。

ロ 社会参加支援加算 17単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、リハビリテーションを行い、利用者の社会参加等を支援した場合は、社会参加支援加算として、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の末日が属する年度の次の年度内に限り、1日につき所定単位数を加算する。

ハ サービス提供体制強化加算 6単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|----------------------|------------|
| (1) サービス提供体制強化加算(I) | <u>6単位</u> |
| (2) サービス提供体制強化加算(II) | <u>3単位</u> |

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第十四号

5 居宅療養管理指導費

イ 医師が行う場合

(1) 居宅療養管理指導費(I)

- | | |
|-----------------------------|--------------|
| (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 | <u>514単位</u> |
| (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 | <u>486単位</u> |
| (三) (一)及び(二)以外の場合 | <u>445単位</u> |

(2) 居宅療養管理指導費(II)

- | | |
|-----------------------------|--------------|
| (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 | <u>298単位</u> |
| (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 | <u>286単位</u> |
| (三) (一)及び(二)以外の場合 | <u>259単位</u> |

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定居宅療養管理指導事業所（指定居宅サービス基準第85条第1項第1号に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下この注及び注3から注5までにおいて同じ。）の医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、介護支援専門員に対する居宅サー

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき所定単位数を加算する。

- (新設)
(新設)

5 居宅療養管理指導費

イ 医師が行う場合

(1) 居宅療養管理指導費(I)

- | | |
|-----------------------------|--------------|
| (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 | <u>509単位</u> |
| (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 | <u>485単位</u> |
| (三) (一)及び(二)以外の場合 | <u>444単位</u> |

(2) 居宅療養管理指導費(II)

- | | |
|-----------------------------|--------------|
| (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 | <u>295単位</u> |
| (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 | <u>285単位</u> |
| (三) (一)及び(二)以外の場合 | <u>261単位</u> |

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定居宅療養管理指導事業所（指定居宅サービス基準第85条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下同じ。）の医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供（利用者

ビス計画の策定等に必要な情報提供（利用者の同意を得て行うものに限る。以下同じ。）並びに利用者又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の医師が、同一月に訪問診療、往診又は指定居宅療養管理指導（指定居宅サービス基準第84条に規定する指定居宅療養管理指導をいう。以下同じ。）を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

2～5 （略）

ロ 歯科医師が行う場合

- (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 516単位
- (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 486単位
- (3) (1)及び(2)以外の場合 440単位

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定居宅療養管理指導事業所（指定居宅サービス基準第85条第1項第1号に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下この注から注4までにおいて同じ。）の歯科医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な歯科医学的管理に基づき、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の歯科医師が、同一月に歯科訪問診療又は指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

2～4 （略）

の同意を得て行うものに限る。以下同じ。）並びに利用者又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の医師が、同一月に訪問診療、往診又は指定居宅療養管理指導（指定居宅サービス基準第84条に規定する指定居宅療養管理指導をいう。以下同じ。）を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

2～5 （略）

ロ 歯科医師が行う場合

- (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 509単位
- (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 485単位
- (3) (1)及び(2)以外の場合 444単位

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定居宅療養管理指導事業所の歯科医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な歯科医学的管理に基づき、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の歯科医師が、同一月に歯科訪問診療又は指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

2～4 （略）

ハ 薬剤師が行う場合

(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合

- (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 565単位
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 416単位
(三) (一)及び(二)以外の場合 379単位

(2) 薬局の薬剤師が行う場合

- (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 517単位
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 378単位
(三) (一)及び(二)以外の場合 341単位

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定居宅療養管理指導事業所（指定居宅サービス基準第85条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下この注及び注4から注6までにおいて同じ。）の薬剤師が、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき、当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導を行い、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、同一月に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回（薬局の薬剤師にあつては、4回）を限度として、所定単位数を算定する。ただし、薬局の薬剤師にあつては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導等を行った場合は、1週に2回、かつ、1月に8回を限度として、所定単位数を算定する。

2 医科診療報酬点数表の区分番号C002に掲げる在宅時医学総合管理料に規定する訪問診療の実施に伴い、処方箋が

ハ 薬剤師が行う場合

(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合

- (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 560単位
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 415単位
(三) (一)及び(二)以外の場合 379単位

(2) 薬局の薬剤師が行う場合

- (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 509単位
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 377単位
(三) (一)及び(二)以外の場合 345単位

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき、当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導を行い、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、同一月に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回（薬局の薬剤師にあつては、4回）を限度として、所定単位数を算定する。ただし、薬局の薬剤師にあつては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導等を行った場合は、1週に2回、かつ、1月に8回を限度として、所定単位数を算定する。

(新設)

交付された利用者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、情報通信機器を用いた服薬指導（指定居宅療養管理指導と同日に行う場合を除く。）を行った場合は、注1の規定にかかわらず、1月に1回に限り45単位を算定する。

※ 「別に厚生労働大臣が定めるもの」＝厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等第十号の二

- 3 疼痛緩和のために別に厚生労働大臣が定める特別な薬剤の投薬が行われている利用者に対して、当該薬剤の使用に関し必要な薬学的管理指導を行った場合は、1回につき100単位を所定単位数に加算する。ただし、注2を算定している場合は、算定しない。
- 4 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が指定居宅療養管理指導を行った場合は、特別地域居宅療養管理指導として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、注2を算定している場合は、算定しない。
- 5 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が指定居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、注2を算定している場合は、算定しない。
- 6 指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定居宅サービス基準第90条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の

- 2 疼痛緩和のために別に厚生労働大臣が定める特別な薬剤の投薬が行われている利用者に対して、当該薬剤の使用に関し必要な薬学的管理指導を行った場合は、1回につき100単位を所定単位数に加算する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が指定居宅療養管理指導を行った場合は、特別地域居宅療養管理指導として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が指定居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 5 指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定居宅サービス基準第90条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の

100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、注2を算定している場合は、算定しない。

ニ 管理栄養士が行う場合

(1) 居宅療養管理指導費(I)

(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 544単位

(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合
486単位

(三) (一)及び(二)以外の場合 443単位

(2) 居宅療養管理指導費(II)

(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 524単位

(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合
466単位

(三) (一)及び(二)以外の場合 423単位

(削る)

注1 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して、(1)については次に掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事業所（指定居宅サービス基準第85条第1項第1号に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下この注から注4までにおいて同じ。）の管理栄養士が、(2)については次に掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事業所において当該指定居宅療養管理指導事業所以外の医療機関、介護保険施設（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の介護福祉施設サービスの介護福祉サービスへ、介護保健施設サービスのト若しくは介護医療院サービスのヌに規定する厚生労働大臣が定める基準に定める管理栄養士の員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。）又

100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

ニ 管理栄養士が行う場合

(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 539単位

(新設)

(新設)

(新設)

(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合
485単位

(新設)

(新設)

(新設)

(3) (1)及び(2)以外の場合 444単位

注1 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、同一月に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

は栄養士会が運営する栄養ケア・ステーションとの連携により確保した管理栄養士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、同一月に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

イ～ハ （略）

2～4 （略）

ホ 歯科衛生士等が行う場合

- (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 361単位
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 325単位
(3) (1)及び(2)以外の場合 294単位

注1 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事業所（指定居宅サービス基準第85条第1項第1号に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下この注から注4までにおいて同じ。）の歯科衛生士、保健師又は看護職員（以下「歯科衛生士等」という。）が、当該利用者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、実地指導を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士等が、同一月に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に4回を限度として、所定単位数を算定する。

イ～ハ （略）

2～4 （略）

イ～ハ （略）

2～4 （略）

ホ 歯科衛生士等が行う場合

- (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 356単位
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 324単位
(3) (1)及び(2)以外の場合 296単位

注1 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士、保健師又は看護職員（以下「歯科衛生士等」という。）が、当該利用者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、実地指導を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士等が、同一月に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に4回を限度として、所定単位数を算定する。

イ～ハ （略）

2～4 （略）

6 通所介護費

イ 通常規模型通所介護費

(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合

(一) 要介護 1	<u>368単位</u>
(二) 要介護 2	<u>421単位</u>
(三) 要介護 3	<u>477単位</u>
(四) 要介護 4	<u>530単位</u>
(五) 要介護 5	<u>585単位</u>

(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合

(一) 要介護 1	<u>386単位</u>
(二) 要介護 2	<u>442単位</u>
(三) 要介護 3	<u>500単位</u>
(四) 要介護 4	<u>557単位</u>
(五) 要介護 5	<u>614単位</u>

(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合

(一) 要介護 1	<u>567単位</u>
(二) 要介護 2	<u>670単位</u>
(三) 要介護 3	<u>773単位</u>
(四) 要介護 4	<u>876単位</u>
(五) 要介護 5	<u>979単位</u>

(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合

(一) 要介護 1	<u>581単位</u>
(二) 要介護 2	<u>686単位</u>
(三) 要介護 3	<u>792単位</u>
(四) 要介護 4	<u>897単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,003単位</u>

(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合

(一) 要介護 1	<u>655単位</u>
(二) 要介護 2	<u>773単位</u>
(三) 要介護 3	<u>896単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,018単位</u>

6 通所介護費

イ 通常規模型通所介護費

(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合

(一) 要介護 1	<u>364単位</u>
(二) 要介護 2	<u>417単位</u>
(三) 要介護 3	<u>472単位</u>
(四) 要介護 4	<u>525単位</u>
(五) 要介護 5	<u>579単位</u>

(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合

(一) 要介護 1	<u>382単位</u>
(二) 要介護 2	<u>438単位</u>
(三) 要介護 3	<u>495単位</u>
(四) 要介護 4	<u>551単位</u>
(五) 要介護 5	<u>608単位</u>

(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合

(一) 要介護 1	<u>561単位</u>
(二) 要介護 2	<u>663単位</u>
(三) 要介護 3	<u>765単位</u>
(四) 要介護 4	<u>867単位</u>
(五) 要介護 5	<u>969単位</u>

(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合

(一) 要介護 1	<u>575単位</u>
(二) 要介護 2	<u>679単位</u>
(三) 要介護 3	<u>784単位</u>
(四) 要介護 4	<u>888単位</u>
(五) 要介護 5	<u>993単位</u>

(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合

(一) 要介護 1	<u>648単位</u>
(二) 要介護 2	<u>765単位</u>
(三) 要介護 3	<u>887単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,008単位</u>

(五) 要介護 5	<u>1,142単位</u>
(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>666単位</u>
(二) 要介護 2	<u>787単位</u>
(三) 要介護 3	<u>911単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,036単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,162単位</u>
ロ 大規模型通所介護費(I)	
(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>356単位</u>
(二) 要介護 2	<u>407単位</u>
(三) 要介護 3	<u>460単位</u>
(四) 要介護 4	<u>511単位</u>
(五) 要介護 5	<u>565単位</u>
(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>374単位</u>
(二) 要介護 2	<u>428単位</u>
(三) 要介護 3	<u>484単位</u>
(四) 要介護 4	<u>538単位</u>
(五) 要介護 5	<u>594単位</u>
(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>541単位</u>
(二) 要介護 2	<u>640単位</u>
(三) 要介護 3	<u>739単位</u>
(四) 要介護 4	<u>836単位</u>
(五) 要介護 5	<u>935単位</u>
(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>561単位</u>
(二) 要介護 2	<u>664単位</u>
(三) 要介護 3	<u>766単位</u>
(四) 要介護 4	<u>867単位</u>

(五) 要介護 5	<u>1,130単位</u>
(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>659単位</u>
(二) 要介護 2	<u>779単位</u>
(三) 要介護 3	<u>902単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,026単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,150単位</u>
ロ 大規模型通所介護費(I)	
(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>352単位</u>
(二) 要介護 2	<u>403単位</u>
(三) 要介護 3	<u>455単位</u>
(四) 要介護 4	<u>506単位</u>
(五) 要介護 5	<u>559単位</u>
(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>370単位</u>
(二) 要介護 2	<u>424単位</u>
(三) 要介護 3	<u>479単位</u>
(四) 要介護 4	<u>533単位</u>
(五) 要介護 5	<u>588単位</u>
(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>536単位</u>
(二) 要介護 2	<u>634単位</u>
(三) 要介護 3	<u>732単位</u>
(四) 要介護 4	<u>828単位</u>
(五) 要介護 5	<u>926単位</u>
(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>555単位</u>
(二) 要介護 2	<u>657単位</u>
(三) 要介護 3	<u>758単位</u>
(四) 要介護 4	<u>858単位</u>

(五) 要介護 5	<u>969単位</u>
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>626単位</u>
(二) 要介護 2	<u>740単位</u>
(三) 要介護 3	<u>857単位</u>
(四) 要介護 4	<u>975単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,092単位</u>
(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>644単位</u>
(二) 要介護 2	<u>761単位</u>
(三) 要介護 3	<u>881単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,002単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,122単位</u>
ハ 大規模型通所介護費(Ⅱ)	
(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>343単位</u>
(二) 要介護 2	<u>393単位</u>
(三) 要介護 3	<u>444単位</u>
(四) 要介護 4	<u>493単位</u>
(五) 要介護 5	<u>546単位</u>
(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>360単位</u>
(二) 要介護 2	<u>412単位</u>
(三) 要介護 3	<u>466単位</u>
(四) 要介護 4	<u>518単位</u>
(五) 要介護 5	<u>572単位</u>
(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>522単位</u>
(二) 要介護 2	<u>617単位</u>
(三) 要介護 3	<u>712単位</u>
(四) 要介護 4	<u>808単位</u>

(五) 要介護 5	<u>959単位</u>
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>620単位</u>
(二) 要介護 2	<u>733単位</u>
(三) 要介護 3	<u>848単位</u>
(四) 要介護 4	<u>965単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,081単位</u>
(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>637単位</u>
(二) 要介護 2	<u>753単位</u>
(三) 要介護 3	<u>872単位</u>
(四) 要介護 4	<u>992単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,111単位</u>
ハ 大規模型通所介護費(Ⅱ)	
(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>340単位</u>
(二) 要介護 2	<u>389単位</u>
(三) 要介護 3	<u>440単位</u>
(四) 要介護 4	<u>488単位</u>
(五) 要介護 5	<u>540単位</u>
(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>356単位</u>
(二) 要介護 2	<u>408単位</u>
(三) 要介護 3	<u>461単位</u>
(四) 要介護 4	<u>513単位</u>
(五) 要介護 5	<u>566単位</u>
(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>517単位</u>
(二) 要介護 2	<u>611単位</u>
(三) 要介護 3	<u>705単位</u>
(四) 要介護 4	<u>800単位</u>

(五) 要介護 5	903単位
(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	540単位
(二) 要介護 2	638単位
(三) 要介護 3	736単位
(四) 要介護 4	835単位
(五) 要介護 5	934単位
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	604単位
(二) 要介護 2	713単位
(三) 要介護 3	826単位
(四) 要介護 4	941単位
(五) 要介護 5	1,054単位
(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	620単位
(二) 要介護 2	733単位
(三) 要介護 3	848単位
(四) 要介護 4	965単位
(五) 要介護 5	1,081単位

注1 イからハまでについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所（指定居宅サービス基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定通所介護（指定居宅サービス基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、通所介護計画（指定居宅サービス基準第99条第1項に規定する通所介護計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた内容の指定通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護

(五) 要介護 5	894単位
(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	535単位
(二) 要介護 2	632単位
(三) 要介護 3	729単位
(四) 要介護 4	827単位
(五) 要介護 5	925単位
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	598単位
(二) 要介護 2	706単位
(三) 要介護 3	818単位
(四) 要介護 4	931単位
(五) 要介護 5	1,043単位
(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	614単位
(二) 要介護 2	726単位
(三) 要介護 3	839単位
(四) 要介護 4	955単位
(五) 要介護 5	1,070単位

注1 イからハまでについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所（指定居宅サービス基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定通所介護（指定居宅サービス基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、通所介護計画（指定居宅サービス基準第99条第1項に規定する通所介護計画をいう。）に位置付けられた内容の指定通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数

職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (略)

3 イからハまでについて、感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合に、都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、指定通所介護を行った場合には、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内に限り、1回につき所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から3月以内に限り、引き続き算定することができる。

4・5 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、注5を算定している場合は、生活相談員配置等加算として、1日につき13単位を所定単位数に加算する。

7 (略)

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 入浴介助加算(I) 40単位

ロ 入浴介助加算(II) 55単位

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」 = 厚生労働大臣が定める基準第十四号の三

が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (略)

(新設)

3・4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、注4を算定している場合は、生活相談員配置等加算として、1日につき13単位を所定単位数に加算する。

6 (略)

7 イからハまでについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につき50単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定通所介護を行った場合は、中重度者ケア体制加算として、1日につき45単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については3月に1回を限度として1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注11を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(1) 生活機能向上連携加算(I)	100単位
(2) 生活機能向上連携加算(II)	200単位

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第十五号の二

11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)及び(2)については1日につき次に掲げる単位数を、(3)については1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、個別機能訓練加算(I)イを算定している場合には、個別機能訓練加算(I)ロは算定しない。

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定通所介護を行った場合は、中重度者ケア体制加算として、1日につき45単位を所定単位数に加算する。ただし、注4を算定している場合は、算定しない。

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、生活機能向上連携加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、注10を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

10 イからハまでについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

(1) 個別機能訓練加算(I)イ	56単位
(2) 個別機能訓練加算(I)ロ	85単位
(3) 個別機能訓練加算(II)	20単位

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第十六号

12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、利用者に対して指定通所介護を行った場合は、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の満了日の属する月の翌月から12月に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ ADL維持等加算(I)	30単位
ロ ADL維持等加算(II)	60単位

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第十六号の二

※ 「別に厚生労働大臣が定める期間」＝厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等第十五号の二

13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める利用者に対して指定通所介護を行った場合は、認知症加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。

14 (略)

15 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都

イ 個別機能訓練加算(I)	46単位
ロ 個別機能訓練加算(II)	56単位
(新設)	

11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、利用者に対して指定通所介護を行った場合は、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ ADL維持等加算(I)	3単位
ロ ADL維持等加算(II)	6単位

12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める利用者に対して指定通所介護を行った場合は、認知症加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注4を算定している場合は、算定しない。

13 (略)

(新設)

道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

- (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（注16において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。
- (3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
- (4) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定通所介護事業所であること。

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第十八号の二

16 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上

14 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上

に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ （略）

ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ・ホ （略）

17 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。

に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ （略）

ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下この注において「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ・ホ （略）

15 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定せず、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

イ	口腔・栄養スクリーニング加算(I)	20単位
ロ	口腔・栄養スクリーニング加算(II)	5単位

(新設)

(新設)

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」 = 厚生労働大臣が定める基準第十九号の二

18 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ	口腔機能向上加算(I)	150単位
ロ	口腔機能向上加算(II)	160単位

(削る)

(削る)

16 イからハまでについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

(新設)

(新設)

イ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

(削る)

(削る)

(削る)

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」 = 厚生労働大臣が定める基準第二十号

19 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し指定通所介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき40単位を所定単位数に加算する。

イ 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

ロ 必要に応じて通所介護計画を見直すなど、指定通所介護の提供に当たって、イに規定する情報その他指定通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

20～22 (略)

ニ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が利用者に対し指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次

ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。

ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定通所介護事業所であること。

(新設)

17～19 (略)

ニ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が利用者に対し指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次

に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|-----------------------|------|
| (1) サービス提供体制強化加算(I) | 22単位 |
| (2) サービス提供体制強化加算(II) | 18単位 |
| (3) サービス提供体制強化加算(III) | 6単位 |

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第二十三号

ホ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届けた指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) (略)

(削る)

(削る)

へ (略)

7 通所リハビリテーション費

イ 通常規模型リハビリテーション費

(1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合

- | | |
|----------|-------|
| (一) 要介護1 | 366単位 |
| (二) 要介護2 | 395単位 |
| (三) 要介護3 | 426単位 |
| (四) 要介護4 | 455単位 |
| (五) 要介護5 | 487単位 |

に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|----------------------|------|
| (1) サービス提供体制強化加算(I)イ | 18単位 |
| (2) サービス提供体制強化加算(I)ロ | 12単位 |
| (3) サービス提供体制強化加算(II) | 6単位 |

ホ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届けた指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) (略)

(4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

へ (略)

7 通所リハビリテーション費

イ 通常規模型リハビリテーション費

(1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合

- | | |
|----------|-------|
| (一) 要介護1 | 331単位 |
| (二) 要介護2 | 360単位 |
| (三) 要介護3 | 390単位 |
| (四) 要介護4 | 419単位 |
| (五) 要介護5 | 450単位 |

(2) 所要時間 2 時間以上 3 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>380単位</u>
(二) 要介護 2	<u>436単位</u>
(三) 要介護 3	<u>494単位</u>
(四) 要介護 4	<u>551単位</u>
(五) 要介護 5	<u>608単位</u>
(3) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>483単位</u>
(二) 要介護 2	<u>561単位</u>
(三) 要介護 3	<u>638単位</u>
(四) 要介護 4	<u>738単位</u>
(五) 要介護 5	<u>836単位</u>
(4) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>549単位</u>
(二) 要介護 2	<u>637単位</u>
(三) 要介護 3	<u>725単位</u>
(四) 要介護 4	<u>838単位</u>
(五) 要介護 5	<u>950単位</u>
(5) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>618単位</u>
(二) 要介護 2	<u>733単位</u>
(三) 要介護 3	<u>846単位</u>
(四) 要介護 4	<u>980単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,112単位</u>
(6) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>710単位</u>
(二) 要介護 2	<u>844単位</u>
(三) 要介護 3	<u>974単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,129単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,281単位</u>
(7) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	

(2) 所要時間 2 時間以上 3 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>345単位</u>
(二) 要介護 2	<u>400単位</u>
(三) 要介護 3	<u>457単位</u>
(四) 要介護 4	<u>513単位</u>
(五) 要介護 5	<u>569単位</u>
(3) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>446単位</u>
(二) 要介護 2	<u>523単位</u>
(三) 要介護 3	<u>599単位</u>
(四) 要介護 4	<u>697単位</u>
(五) 要介護 5	<u>793単位</u>
(4) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>511単位</u>
(二) 要介護 2	<u>598単位</u>
(三) 要介護 3	<u>684単位</u>
(四) 要介護 4	<u>795単位</u>
(五) 要介護 5	<u>905単位</u>
(5) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>579単位</u>
(二) 要介護 2	<u>692単位</u>
(三) 要介護 3	<u>803単位</u>
(四) 要介護 4	<u>935単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,065単位</u>
(6) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>670単位</u>
(二) 要介護 2	<u>801単位</u>
(三) 要介護 3	<u>929単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,081単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,231単位</u>
(7) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	

(一) 要介護 1	<u>757単位</u>
(二) 要介護 2	<u>897単位</u>
(三) 要介護 3	<u>1,039単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,206単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,369単位</u>
ロ 大規模型通所リハビリテーション費(I)	
(1) 所要時間 1 時間以上 2 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>361単位</u>
(二) 要介護 2	<u>392単位</u>
(三) 要介護 3	<u>421単位</u>
(四) 要介護 4	<u>450単位</u>
(五) 要介護 5	<u>481単位</u>
(2) 所要時間 2 時間以上 3 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>375単位</u>
(二) 要介護 2	<u>431単位</u>
(三) 要介護 3	<u>488単位</u>
(四) 要介護 4	<u>544単位</u>
(五) 要介護 5	<u>601単位</u>
(3) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>477単位</u>
(二) 要介護 2	<u>554単位</u>
(三) 要介護 3	<u>630単位</u>
(四) 要介護 4	<u>727単位</u>
(五) 要介護 5	<u>824単位</u>
(4) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>540単位</u>
(二) 要介護 2	<u>626単位</u>
(三) 要介護 3	<u>711単位</u>
(四) 要介護 4	<u>821単位</u>
(五) 要介護 5	<u>932単位</u>
(5) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	

(一) 要介護 1	<u>716単位</u>
(二) 要介護 2	<u>853単位</u>
(三) 要介護 3	<u>993単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,157単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,317単位</u>
ロ 大規模型通所リハビリテーション費(I)	
(1) 所要時間 1 時間以上 2 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>325単位</u>
(二) 要介護 2	<u>356単位</u>
(三) 要介護 3	<u>384単位</u>
(四) 要介護 4	<u>413単位</u>
(五) 要介護 5	<u>443単位</u>
(2) 所要時間 2 時間以上 3 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>339単位</u>
(二) 要介護 2	<u>394単位</u>
(三) 要介護 3	<u>450単位</u>
(四) 要介護 4	<u>505単位</u>
(五) 要介護 5	<u>561単位</u>
(3) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>439単位</u>
(二) 要介護 2	<u>515単位</u>
(三) 要介護 3	<u>590単位</u>
(四) 要介護 4	<u>685単位</u>
(五) 要介護 5	<u>781単位</u>
(4) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>501単位</u>
(二) 要介護 2	<u>586単位</u>
(三) 要介護 3	<u>670単位</u>
(四) 要介護 4	<u>778単位</u>
(五) 要介護 5	<u>887単位</u>
(5) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	

(一) 要介護 1	<u>599単位</u>
(二) 要介護 2	<u>709単位</u>
(三) 要介護 3	<u>819単位</u>
(四) 要介護 4	<u>950単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,077単位</u>
(6) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>694単位</u>
(二) 要介護 2	<u>824単位</u>
(三) 要介護 3	<u>953単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,102単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,252単位</u>
(7) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>734単位</u>
(二) 要介護 2	<u>868単位</u>
(三) 要介護 3	<u>1,006単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,166単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,325単位</u>
ハ 大規模型通所リハビリテーション費(Ⅱ)	
(1) 所要時間 1 時間以上 2 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>353単位</u>
(二) 要介護 2	<u>384単位</u>
(三) 要介護 3	<u>411単位</u>
(四) 要介護 4	<u>441単位</u>
(五) 要介護 5	<u>469単位</u>
(2) 所要時間 2 時間以上 3 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>368単位</u>
(二) 要介護 2	<u>423単位</u>
(三) 要介護 3	<u>477単位</u>
(四) 要介護 4	<u>531単位</u>
(五) 要介護 5	<u>586単位</u>
(3) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	

(一) 要介護 1	<u>559単位</u>
(二) 要介護 2	<u>668単位</u>
(三) 要介護 3	<u>776単位</u>
(四) 要介護 4	<u>904単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,029単位</u>
(6) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>653単位</u>
(二) 要介護 2	<u>781単位</u>
(三) 要介護 3	<u>907単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,054単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,201単位</u>
(7) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>692単位</u>
(二) 要介護 2	<u>824単位</u>
(三) 要介護 3	<u>960単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,117単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,273単位</u>
ハ 大規模型通所リハビリテーション費(Ⅱ)	
(1) 所要時間 1 時間以上 2 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>318単位</u>
(二) 要介護 2	<u>348単位</u>
(三) 要介護 3	<u>375単位</u>
(四) 要介護 4	<u>404単位</u>
(五) 要介護 5	<u>432単位</u>
(2) 所要時間 2 時間以上 3 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>332単位</u>
(二) 要介護 2	<u>386単位</u>
(三) 要介護 3	<u>439単位</u>
(四) 要介護 4	<u>493単位</u>
(五) 要介護 5	<u>547単位</u>
(3) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	

(一) 要介護 1	<u>465単位</u>
(二) 要介護 2	<u>542単位</u>
(三) 要介護 3	<u>616単位</u>
(四) 要介護 4	<u>710単位</u>
(五) 要介護 5	<u>806単位</u>
(4) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>520単位</u>
(二) 要介護 2	<u>606単位</u>
(三) 要介護 3	<u>689単位</u>
(四) 要介護 4	<u>796単位</u>
(五) 要介護 5	<u>902単位</u>
(5) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>579単位</u>
(二) 要介護 2	<u>687単位</u>
(三) 要介護 3	<u>793単位</u>
(四) 要介護 4	<u>919単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,043単位</u>
(6) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>670単位</u>
(二) 要介護 2	<u>797単位</u>
(三) 要介護 3	<u>919単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,066単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,211単位</u>
(7) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>708単位</u>
(二) 要介護 2	<u>841単位</u>
(三) 要介護 3	<u>973単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,129単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,282単位</u>

注 1 (略)

2 イからハまでについて、感染症又は災害の発生を理由と

(一) 要介護 1	<u>428単位</u>
(二) 要介護 2	<u>503単位</u>
(三) 要介護 3	<u>576単位</u>
(四) 要介護 4	<u>669単位</u>
(五) 要介護 5	<u>763単位</u>
(4) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>482単位</u>
(二) 要介護 2	<u>566単位</u>
(三) 要介護 3	<u>648単位</u>
(四) 要介護 4	<u>753単位</u>
(五) 要介護 5	<u>857単位</u>
(5) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>540単位</u>
(二) 要介護 2	<u>646単位</u>
(三) 要介護 3	<u>750単位</u>
(四) 要介護 4	<u>874単位</u>
(五) 要介護 5	<u>996単位</u>
(6) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>629単位</u>
(二) 要介護 2	<u>754単位</u>
(三) 要介護 3	<u>874単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,019単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,161単位</u>
(7) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>667単位</u>
(二) 要介護 2	<u>797単位</u>
(三) 要介護 3	<u>927単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,080単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,231単位</u>

注 1 (略)

(新設)

する利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合に、都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所において、指定通所リハビリテーションを行った場合には、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内に限り、1回につき所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から3月以内に限り、引き続き算定することができる。

3～6 (略)

7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 入浴介助加算(I)	40単位
ロ 入浴介助加算(II)	60単位

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第二十四号の四

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合は、リハビリテーションマネジメント加算として、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれか

2～5 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につき50単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が協働し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合は、リハビリテーションマネジメント加算として、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、リハビリテーション

の加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(削る)

イ リハビリテーションマネジメント加算(A)イ

- (1) 通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合 560単位
- (2) 当該日の属する月から起算して6月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合 240単位

ロ リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ

- (1) 通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合 593単位
- (2) 当該日の属する月から起算して6月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合 273単位

ハ リハビリテーションマネジメント加算(B)イ

- (1) 通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合 830単位
- (2) 当該日の属する月から起算して6月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合 510単位

ニ リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ

- (1) 通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合 863単位

マネジメント加算(Ⅳ)については3月に1回を限度として算定することとし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ) 330単位

ロ リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)

- (1) 通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合 850単位
- (2) 当該日の属する月から起算して6月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合 530単位

(新設)

ハ リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ)

- (1) 通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合 1,120単位
- (2) 当該日の属する月から起算して6月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合 800単位

(新設)

(2) 当該日の属する月から起算して6月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合 543単位
(削る)

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第二十五号

9 医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者に対して、その退院（所）日又は認定日から起算して3月以内の期間に、個別リハビリテーションを集中的に行った場合、短期集中個別リハビリテーション実施加算として、1日につき110単位を所定単位数に加算する。ただし、注10又は注11を算定している場合は、算定しない。

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所において、認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、イについてはその退院（所）日又は通所開始日から起算して3月以内の期間に、ロについてはその退院（所）日又は通所開始日の属

ニ リハビリテーションマネジメント加算(Ⅳ)

(1) 通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合 1,220単位

(2) 当該日の属する月から起算して6月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合 900単位

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者に対して、その退院（所）日又は認定日から起算して3月以内の期間に、個別リハビリテーションを集中的に行った場合、短期集中個別リハビリテーション実施加算として、1日につき110単位を所定単位数に加算する。ただし、注9又は注10を算定している場合は、算定しない。

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所において、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、イについてはその退院（所）日又は通所開始日から起算して3月以内

する月から起算して3月以内の期間にリハビリテーションを集中的に行った場合は、認知症短期集中リハビリテーション実施加算として、次に掲げる区分に応じ、イについては1日につき、ロについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は注11を算定している場合においては、算定しない。

イ・ロ (略)

- 11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めて、利用者に対して、リハビリテーションを計画的に行い、当該利用者の有する能力の向上を支援した場合は、生活行為向上リハビリテーション実施加算として、リハビリテーション実施計画に基づく指定通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき1,250単位を所定単位数に加算する。ただし、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定している場合においては、算定しない。また、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定していた場合においては、利用者の急性増悪等によりこの加算を算定する必要性についてリハビリテーション会議（指定居宅サービス基準第80条第5号に規定するリハビリテーション会議をいう。）により合意した場合を除き、この加

の期間に、ロについてはその退院（所）日又は通所開始日の属する月から起算して3月以内の期間にリハビリテーションを集中的に行った場合は、認知症短期集中リハビリテーション実施加算として、次に掲げる区分に応じ、イについては1日につき、ロについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は注10を算定している場合においては、算定しない。

イ・ロ (略)

- 10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めて、利用者に対して、リハビリテーションを計画的に行い、当該利用者の有する能力の向上を支援した場合は、生活行為向上リハビリテーション実施加算として、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定している場合においては、算定しない。また、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定していた場合においては、利用者の急性増悪等によりこの注イを算定する必要性についてリハビリテーション会議（指定居宅サービス基準第80条第5号に規定するリハビリテーション会議をいう。）により合意した場合を除き、この注イは算

算は算定しない。

(削る)

(削る)

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」 = 厚生労働大臣が定める基準第二十八号

(削る)

12 (略)

13 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

(1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管

定しない。

イ リハビリテーション実施計画に基づく指定通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して3月以内の場合 2,000単位

ロ 当該日の属する月から起算してから3月を超え、6月以内の場合 1,000単位

11 生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定し、当該加算を算定するために作成したリハビリテーション実施計画で定めた指定通所リハビリテーションの実施期間中に指定通所リハビリテーションの提供を終了した場合において、同一の利用者に対して、再度指定通所リハビリテーションを行ったときは、実施期間中に指定通所リハビリテーションの提供を終了した日の属する月の翌月から6月以内の期間に限り、1日につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数から減算する。

12 (略)

(新設)

理栄養士を1名以上配置していること。

- (2) 利用者ごとに、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。
- (3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
- (4) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定通所リハビリテーション事業所であること。

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」 = 厚生労働大臣が定める基準第十八号の二

14 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対し、栄養改善サービスを行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」 = 厚生労働大臣が定める基準第二十九号

15 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定通所リハビリテーション事業所の従業者が、利用開始時及び利用中

13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対し、栄養改善サービスを行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

14 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定通所リハビリテーション事業所の従業者が、利用開始時及び利用中

6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

イ	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	20単位
ロ	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	5単位

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第十九号の二

16 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行

6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合には、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定せず、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

（新設）

（新設）

15 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

(1) 口腔機能向上加算(I) 150単位

(2) 口腔機能向上加算(II) 160単位

(新設)

(新設)

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第三十号

17～19 (略)

20 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し指定通所リハビリテーションを行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき40単位を所定単位数に加算する。

イ 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

ロ 必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直すなど、指定通所リハビリテーションの提供に当たって、イに規定する情報その他指定通所リハビリテーションを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

21・22 (略)

ニ 移行支援加算 12単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、リハビリテーションを行い、利用者の指定通所介護事業所等への移行等を支援した場合は、移行支援加算として、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の末日が属する年度の次の年度内に限り、1日につき所定単位数を加算する。

16～18 (略)

(新設)

19・20 (略)

ニ 社会参加支援加算 12単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、リハビリテーションを行い、利用者の社会参加等を支援した場合は、社会参加支援加算として、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の末日が属する年度の次の年度内に限り、1日につき所定単位数を加算する。

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第三十二号

※ 「別に厚生労働大臣が定める期間」＝厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等第十九号

ホ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|-----------------------|------|
| (1) サービス提供体制強化加算(I) | 22単位 |
| (2) サービス提供体制強化加算(II) | 18単位 |
| (3) サービス提供体制強化加算(III) | 6単位 |

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第三十三号

へ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ホ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|----------------------|------|
| (1) サービス提供体制強化加算(I)イ | 18単位 |
| (2) サービス提供体制強化加算(I)ロ | 12単位 |
| (3) サービス提供体制強化加算(II) | 6単位 |

へ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) (略)

(削る)

(削る)

ト (略)

8 短期入所生活介護費（1日につき）

イ 短期入所生活介護費

(1) 単独型短期入所生活介護費

（一）単独型短期入所生活介護費(I)

a 要介護1	638単位
b 要介護2	707単位
c 要介護3	778単位
d 要介護4	847単位
e 要介護5	916単位

（二）単独型短期入所生活介護費(II)

a 要介護1	638単位
b 要介護2	707単位
c 要介護3	778単位
d 要介護4	847単位
e 要介護5	916単位

(2) 併設型短期入所生活介護費

（一）併設型短期入所生活介護費(I)

a 要介護1	596単位
b 要介護2	665単位
c 要介護3	737単位
d 要介護4	806単位
e 要介護5	874単位

（二）併設型短期入所生活介護費(II)

a 要介護1	596単位
b 要介護2	665単位

(1)～(3) (略)

(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ト (略)

8 短期入所生活介護費（1日につき）

イ 短期入所生活介護費

(1) 単独型短期入所生活介護費

（一）単独型短期入所生活介護費(I)

a 要介護1	627単位
b 要介護2	695単位
c 要介護3	765単位
d 要介護4	833単位
e 要介護5	900単位

（二）単独型短期入所生活介護費(II)

a 要介護1	627単位
b 要介護2	695単位
c 要介護3	765単位
d 要介護4	833単位
e 要介護5	900単位

(2) 併設型短期入所生活介護費

（一）併設型短期入所生活介護費(I)

a 要介護1	586単位
b 要介護2	654単位
c 要介護3	724単位
d 要介護4	792単位
e 要介護5	859単位

（二）併設型短期入所生活介護費(II)

a 要介護1	586単位
b 要介護2	654単位

c	要介護 3	<u>737単位</u>
d	要介護 4	<u>806単位</u>
e	要介護 5	<u>874単位</u>
ロ	ユニット型短期入所生活介護費	
(1)	単独型ユニット型短期入所生活介護費	
(一)	単独型ユニット型短期入所生活介護費	
a	要介護 1	<u>738単位</u>
b	要介護 2	<u>806単位</u>
c	要介護 3	<u>881単位</u>
d	要介護 4	<u>949単位</u>
e	要介護 5	<u>1,017単位</u>
(二)	経過的単独型ユニット型短期入所生活介護費	
a	要介護 1	<u>738単位</u>
b	要介護 2	<u>806単位</u>
c	要介護 3	<u>881単位</u>
d	要介護 4	<u>949単位</u>
e	要介護 5	<u>1,017単位</u>
(2)	併設型ユニット型短期入所生活介護費	
(一)	併設型ユニット型短期入所生活介護費	
a	要介護 1	<u>696単位</u>
b	要介護 2	<u>764単位</u>
c	要介護 3	<u>838単位</u>
d	要介護 4	<u>908単位</u>
e	要介護 5	<u>976単位</u>
(二)	経過的併設型ユニット型短期入所生活介護費	
a	要介護 1	<u>696単位</u>
b	要介護 2	<u>764単位</u>
c	要介護 3	<u>838単位</u>
d	要介護 4	<u>908単位</u>
e	要介護 5	<u>976単位</u>
注 1 ~ 4	(略)	

c	要介護 3	<u>724単位</u>
d	要介護 4	<u>792単位</u>
e	要介護 5	<u>859単位</u>
ロ	ユニット型短期入所生活介護費	
(1)	単独型ユニット型短期入所生活介護費	
(一)	単独型ユニット型短期入所生活介護費(I)	
a	要介護 1	<u>725単位</u>
b	要介護 2	<u>792単位</u>
c	要介護 3	<u>866単位</u>
d	要介護 4	<u>933単位</u>
e	要介護 5	<u>1,000単位</u>
(二)	単独型ユニット型短期入所生活介護費(II)	
a	要介護 1	<u>725単位</u>
b	要介護 2	<u>792単位</u>
c	要介護 3	<u>866単位</u>
d	要介護 4	<u>933単位</u>
e	要介護 5	<u>1,000単位</u>
(2)	併設型ユニット型短期入所生活介護費	
(一)	併設型ユニット型短期入所生活介護費(I)	
a	要介護 1	<u>684単位</u>
b	要介護 2	<u>751単位</u>
c	要介護 3	<u>824単位</u>
d	要介護 4	<u>892単位</u>
e	要介護 5	<u>959単位</u>
(二)	併設型ユニット型短期入所生活介護費(II)	
a	要介護 1	<u>684単位</u>
b	要介護 2	<u>751単位</u>
c	要介護 3	<u>824単位</u>
d	要介護 4	<u>892単位</u>
e	要介護 5	<u>959単位</u>
注 1 ~ 4	(略)	

5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については3月に1回を限度として1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注7を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(1) <u>生活機能向上連携加算(I)</u>	<u>100単位</u>
(2) <u>生活機能向上連携加算(II)</u>	<u>200単位</u>

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」 = 厚生労働大臣が定める基準第三十四号の四

6 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているもの（利用者の数（指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所又は同条第4項に規定する併設事業所である指定短期入所生活介護事業所にあつては、利用者の数及び同条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老

5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、生活機能向上連携加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(新設)
(新設)

6 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているもの（利用者の数（指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所又は同条第4項に規定する併設事業所である指定短期入所生活介護事業所にあつては、利用者の数及び同条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老

人ホームをいう。)又は指定居宅サービス基準第124条第4項に規定する併設本体施設の入所者又は入院患者の合計数。以下この注において同じ。)が100を超える指定短期入所生活介護事業所にあつては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法(指定居宅サービス基準第2条第8号に規定する常勤換算方法をいう。特定施設入居者生活介護費の注7において同じ。)で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

7～15 (略)

16 指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所に係る注6の規定による届出については、指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注6の規定による届出に相当する介護福祉施設サービスに係る届出があつたときは、注6の規定による届出があつたものとみなす。

17・18 (略)

ハ～ホ (略)

ヘ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

人ホームをいう。)又は指定居宅サービス基準第124条第4項に規定する併設本体施設の入所者又は入院患者の合計数。以下この注において同じ。)が100を超える指定短期入所生活介護事業所にあつては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法(指定居宅サービス基準第2条第8号に規定する常勤換算方法をいう。特定施設入居者生活介護費の注5及び注7において同じ。)で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

7～15

16 指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所に係る注6の規定による届出については、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。)の規定により、注6の規定による届出に相当する介護福祉施設サービスに係る届出があつたときは、注6の規定による届出があつたものとみなす。

17・18 (略)

ハ～ホ (略)

ヘ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算(I) 22単位
- (2) サービス提供体制強化加算(II) 18単位
- (3) サービス提供体制強化加算(III) 6単位
(削る)

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第三十八号

ト 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届けた指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1)～(3) (略)
- (削る)

(削る)

チ (略)

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

- (1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費
 - (←) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)
 - a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)
 - i 要介護1 752単位
 - ii 要介護2 799単位

- (1) サービス提供体制強化加算(I)イ 18単位
- (2) サービス提供体制強化加算(I)ロ 12単位
- (3) サービス提供体制強化加算(II) 6単位
- (4) サービス提供体制強化加算(III) 6単位

ト 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届けた指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1)～(3) (略)
- (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)より算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の10分の80に相当する単位数

チ (略)

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

- (1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費
 - (←) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)
 - a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)
 - i 要介護1 755単位
 - ii 要介護2 801単位

iii 要介護 3	<u>861単位</u>
iv 要介護 4	<u>914単位</u>
v 要介護 5	<u>966単位</u>
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>794単位</u>
ii 要介護 2	<u>867単位</u>
iii 要介護 3	<u>930単位</u>
iv 要介護 4	<u>988単位</u>
v 要介護 5	<u>1,044単位</u>
c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)	
i 要介護 1	<u>827単位</u>
ii 要介護 2	<u>876単位</u>
iii 要介護 3	<u>939単位</u>
iv 要介護 4	<u>991単位</u>
v 要介護 5	<u>1,045単位</u>
d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)	
i 要介護 1	<u>875単位</u>
ii 要介護 2	<u>951単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,014単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,071単位</u>
v 要介護 5	<u>1,129単位</u>
(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)	
a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>778単位</u>
ii 要介護 2	<u>861単位</u>
iii 要介護 3	<u>976単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,054単位</u>
v 要介護 5	<u>1,131単位</u>
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>857単位</u>
ii 要介護 2	<u>941単位</u>

iii 要介護 3	<u>862単位</u>
iv 要介護 4	<u>914単位</u>
v 要介護 5	<u>965単位</u>
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>797単位</u>
ii 要介護 2	<u>868単位</u>
iii 要介護 3	<u>930単位</u>
iv 要介護 4	<u>986単位</u>
v 要介護 5	<u>1,041単位</u>
c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)	
i 要介護 1	<u>829単位</u>
ii 要介護 2	<u>877単位</u>
iii 要介護 3	<u>938単位</u>
iv 要介護 4	<u>989単位</u>
v 要介護 5	<u>1,042単位</u>
d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)	
i 要介護 1	<u>876単位</u>
ii 要介護 2	<u>950単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,012単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,068単位</u>
v 要介護 5	<u>1,124単位</u>
(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)	
a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>781単位</u>
ii 要介護 2	<u>862単位</u>
iii 要介護 3	<u>975単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,051単位</u>
v 要介護 5	<u>1,126単位</u>
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>858単位</u>
ii 要介護 2	<u>940単位</u>

iii 要介護 3	<u>1,057単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,135単位</u>
v 要介護 5	<u>1,210単位</u>
(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>778単位</u>
ii 要介護 2	<u>855単位</u>
iii 要介護 3	<u>950単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,026単位</u>
v 要介護 5	<u>1,103単位</u>
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>857単位</u>
ii 要介護 2	<u>934単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,029単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,106単位</u>
v 要介護 5	<u>1,183単位</u>
(四) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>737単位</u>
ii 要介護 2	<u>782単位</u>
iii 要介護 3	<u>845単位</u>
iv 要介護 4	<u>897単位</u>
v 要介護 5	<u>948単位</u>
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>811単位</u>
ii 要介護 2	<u>860単位</u>
iii 要介護 3	<u>920単位</u>
iv 要介護 4	<u>971単位</u>
v 要介護 5	<u>1,024単位</u>
(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費	
(一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)	

iii 要介護 3	<u>1,054単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,130単位</u>
v 要介護 5	<u>1,204単位</u>
(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>781単位</u>
ii 要介護 2	<u>856単位</u>
iii 要介護 3	<u>949単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,024単位</u>
v 要介護 5	<u>1,099単位</u>
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>858単位</u>
ii 要介護 2	<u>934単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,027単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,102単位</u>
v 要介護 5	<u>1,177単位</u>
(四) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>741単位</u>
ii 要介護 2	<u>785単位</u>
iii 要介護 3	<u>846単位</u>
iv 要介護 4	<u>897単位</u>
v 要介護 5	<u>947単位</u>
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>813単位</u>
ii 要介護 2	<u>861単位</u>
iii 要介護 3	<u>920単位</u>
iv 要介護 4	<u>970単位</u>
v 要介護 5	<u>1,022単位</u>
(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費	
(一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)	

a	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>833単位</u>
ii	要介護 2	<u>879単位</u>
iii	要介護 3	<u>943単位</u>
iv	要介護 4	<u>997単位</u>
v	要介護 5	<u>1,049単位</u>
b	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>879単位</u>
ii	要介護 2	<u>955単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,018単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,075単位</u>
v	要介護 5	<u>1,133単位</u>
c	<u>経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)</u>	
i	要介護 1	<u>833単位</u>
ii	要介護 2	<u>879単位</u>
iii	要介護 3	<u>943単位</u>
iv	要介護 4	<u>997単位</u>
v	要介護 5	<u>1,049単位</u>
d	<u>経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)</u>	
i	要介護 1	<u>879単位</u>
ii	要介護 2	<u>955単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,018単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,075単位</u>
v	要介護 5	<u>1,133単位</u>
(二)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)	
a	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費	
i	要介護 1	<u>944単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,026単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,143単位</u>

a	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>835単位</u>
ii	要介護 2	<u>880単位</u>
iii	要介護 3	<u>942単位</u>
iv	要介護 4	<u>995単位</u>
v	要介護 5	<u>1,046単位</u>
b	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>880単位</u>
ii	要介護 2	<u>954単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,016単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,072単位</u>
v	要介護 5	<u>1,128単位</u>
c	<u>ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)</u>	
i	要介護 1	<u>835単位</u>
ii	要介護 2	<u>880単位</u>
iii	要介護 3	<u>942単位</u>
iv	要介護 4	<u>995単位</u>
v	要介護 5	<u>1,046単位</u>
d	<u>ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)</u>	
i	要介護 1	<u>880単位</u>
ii	要介護 2	<u>954単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,016単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,072単位</u>
v	要介護 5	<u>1,128単位</u>
(二)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)	
a	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>943単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,024単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,138単位</u>

iv	要介護 4	1,221単位
v	要介護 5	1,296単位
b	経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費	
i	要介護 1	944単位
ii	要介護 2	1,026単位
iii	要介護 3	1,143単位
iv	要介護 4	1,221単位
v	要介護 5	1,296単位
(三)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費	
i	要介護 1	944単位
ii	要介護 2	1,020単位
iii	要介護 3	1,116単位
iv	要介護 4	1,193単位
v	要介護 5	1,269単位
b	経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費	
i	要介護 1	944単位
ii	要介護 2	1,020単位
iii	要介護 3	1,116単位
iv	要介護 4	1,193単位
v	要介護 5	1,269単位
(四)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費	
i	要介護 1	816単位
ii	要介護 2	863単位
iii	要介護 3	924単位
iv	要介護 4	977単位
v	要介護 5	1,028単位
b	経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費	

iv	要介護 4	1,214単位
v	要介護 5	1,288単位
b	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	943単位
ii	要介護 2	1,024単位
iii	要介護 3	1,138単位
iv	要介護 4	1,214単位
v	要介護 5	1,288単位
(三)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	943単位
ii	要介護 2	1,018単位
iii	要介護 3	1,112単位
iv	要介護 4	1,187単位
v	要介護 5	1,261単位
b	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	943単位
ii	要介護 2	1,018単位
iii	要介護 3	1,112単位
iv	要介護 4	1,187単位
v	要介護 5	1,261単位
(四)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	818単位
ii	要介護 2	864単位
iii	要介護 3	924単位
iv	要介護 4	976単位
v	要介護 5	1,026単位
b	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	

費

i 要介護 1	816単位
ii 要介護 2	863単位
iii 要介護 3	924単位
iv 要介護 4	977単位
v 要介護 5	1,028単位

(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費

(一) 3時間以上4時間未満	650単位
(二) 4時間以上6時間未満	908単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,269単位

注1～7 (略)

8 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注7の加算を算定している場合は算定しない。

9～18 (略)

(4) 総合医学管理加算 275単位

注1 治療管理を目的とし、別に厚生労働大臣が定める基準に従い、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を行った場合に、7日を限度として1日につき所定単位数を加算する。

2 緊急時施設療養費を算定した日は、算定しない。

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第三十九号の四

(5)～(7) (略)

i 要介護 1	818単位
ii 要介護 2	864単位
iii 要介護 3	924単位
iv 要介護 4	976単位
v 要介護 5	1,026単位

(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費

(一) 3時間以上4時間未満	656単位
(二) 4時間以上6時間未満	908単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,261単位

注1～7 (略)

8 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注7の加算を算定している場合は算定しない。

9～18 (略)

(新設)

(4)～(6) (略)

(8) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|-----------------------|------|
| (一) サービス提供体制強化加算(I) | 22単位 |
| (二) サービス提供体制強化加算(II) | 18単位 |
| (三) サービス提供体制強化加算(III) | 6単位 |
| (削る) | |

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第四十号

(9) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|---------------------|---------------------------------------|
| (一) 介護職員処遇改善加算(I) | (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数 |
| (二) 介護職員処遇改善加算(II) | (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数 |
| (三) 介護職員処遇改善加算(III) | (1)から(8)までにより算定し |

(7) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|-----------------------|------|
| (一) サービス提供体制強化加算(I)イ | 18単位 |
| (二) サービス提供体制強化加算(I)ロ | 12単位 |
| (三) サービス提供体制強化加算(II) | 6単位 |
| (四) サービス提供体制強化加算(III) | 6単位 |

(8) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（四及び五については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|---------------------|---------------------------------------|
| (一) 介護職員処遇改善加算(I) | (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数 |
| (二) 介護職員処遇改善加算(II) | (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数 |
| (三) 介護職員処遇改善加算(III) | (1)から(7)までにより算定し |

た単位数の1000分の16に相当する単位数
(削る)

(削る)

(10) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」 = 厚生労働大臣が定める基準第四十一号の二

ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)

(一) 病院療養病床短期入所療養介護費(I)

a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	<u>708単位</u>
ii 要介護 2	<u>813単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,042単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,139単位</u>
v 要介護 5	<u>1,227単位</u>

b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)

た単位数の1000分の16に相当する単位数

(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (三)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(五) 介護職員処遇改善加算(V) (三)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(9) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)

(一) 病院療養病床短期入所療養介護費(I)

a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	<u>693単位</u>
ii 要介護 2	<u>796単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,020単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,115単位</u>
v 要介護 5	<u>1,201単位</u>

b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)

i	要介護 1	<u>737単位</u>
ii	要介護 2	<u>848単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,086単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,188単位</u>
v	要介護 5	<u>1,279単位</u>
c	病院療養病床短期入所療養介護費(iii)	
i	要介護 1	<u>727単位</u>
ii	要介護 2	<u>836単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,071単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,171単位</u>
v	要介護 5	<u>1,261単位</u>
d	病院療養病床短期入所療養介護費(iv)	
i	要介護 1	<u>814単位</u>
ii	要介護 2	<u>921単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,149単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,247単位</u>
v	要介護 5	<u>1,334単位</u>
e	病院療養病床短期入所療養介護費(v)	
i	要介護 1	<u>849単位</u>
ii	要介護 2	<u>960単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,199単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,300単位</u>
v	要介護 5	<u>1,391単位</u>
f	病院療養病床短期入所療養介護費(vi)	
i	要介護 1	<u>837単位</u>
ii	要介護 2	<u>946単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,181単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,280単位</u>
v	要介護 5	<u>1,370単位</u>
(二)	病院療養病床短期入所療養介護費(II)	
a	病院療養病床短期入所療養介護費(i)	

i	要介護 1	<u>721単位</u>
ii	要介護 2	<u>830単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,063単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,163単位</u>
v	要介護 5	<u>1,252単位</u>
c	病院療養病床短期入所療養介護費(iii)	
i	要介護 1	<u>711単位</u>
ii	要介護 2	<u>818単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,048単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,146単位</u>
v	要介護 5	<u>1,234単位</u>
d	病院療養病床短期入所療養介護費(iv)	
i	要介護 1	<u>797単位</u>
ii	要介護 2	<u>901単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,124単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,220単位</u>
v	要介護 5	<u>1,305単位</u>
e	病院療養病床短期入所療養介護費(v)	
i	要介護 1	<u>831単位</u>
ii	要介護 2	<u>939単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,173単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,272単位</u>
v	要介護 5	<u>1,361単位</u>
f	病院療養病床短期入所療養介護費(vi)	
i	要介護 1	<u>819単位</u>
ii	要介護 2	<u>926単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,156単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,253単位</u>
v	要介護 5	<u>1,341単位</u>
(二)	病院療養病床短期入所療養介護費(II)	
a	病院療養病床短期入所療養介護費(i)	

i	要介護 1	<u>652単位</u>
ii	要介護 2	<u>757単位</u>
iii	要介護 3	<u>914単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,063単位</u>
v	要介護 5	<u>1,104単位</u>
b	病院療養病床短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>667単位</u>
ii	要介護 2	<u>776単位</u>
iii	要介護 3	<u>935単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,088単位</u>
v	要介護 5	<u>1,130単位</u>
c	病院療養病床短期入所療養介護費(iii)	
i	要介護 1	<u>759単位</u>
ii	要介護 2	<u>866単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,020単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,171単位</u>
v	要介護 5	<u>1,211単位</u>
d	病院療養病床短期入所療養介護費(iv)	
i	要介護 1	<u>778単位</u>
ii	要介護 2	<u>886単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,044単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,199単位</u>
v	要介護 5	<u>1,240単位</u>
(三)	病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	病院療養病床短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>629単位</u>
ii	要介護 2	<u>738単位</u>
iii	要介護 3	<u>885単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,037単位</u>
v	要介護 5	<u>1,077単位</u>
b	病院療養病床短期入所療養介護費(ii)	

i	要介護 1	<u>638単位</u>
ii	要介護 2	<u>741単位</u>
iii	要介護 3	<u>894単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,040単位</u>
v	要介護 5	<u>1,080単位</u>
b	病院療養病床短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>653単位</u>
ii	要介護 2	<u>759単位</u>
iii	要介護 3	<u>915単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,065単位</u>
v	要介護 5	<u>1,106単位</u>
c	病院療養病床短期入所療養介護費(iii)	
i	要介護 1	<u>743単位</u>
ii	要介護 2	<u>847単位</u>
iii	要介護 3	<u>998単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,146単位</u>
v	要介護 5	<u>1,185単位</u>
d	病院療養病床短期入所療養介護費(iv)	
i	要介護 1	<u>761単位</u>
ii	要介護 2	<u>867単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,022単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,173単位</u>
v	要介護 5	<u>1,213単位</u>
(三)	病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	病院療養病床短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>616単位</u>
ii	要介護 2	<u>722単位</u>
iii	要介護 3	<u>866単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,015単位</u>
v	要介護 5	<u>1,054単位</u>
b	病院療養病床短期入所療養介護費(ii)	

i	要介護 1	<u>738単位</u>
ii	要介護 2	<u>846単位</u>
iii	要介護 3	<u>993単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,146単位</u>
v	要介護 5	<u>1,186単位</u>

(2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費（1日につき）

(一) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)

a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)

i	要介護 1	<u>717単位</u>
ii	要介護 2	<u>824単位</u>
iii	要介護 3	<u>971単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,059単位</u>
v	要介護 5	<u>1,148単位</u>

b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)

i	要介護 1	<u>825単位</u>
ii	要介護 2	<u>933単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,078単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,168単位</u>
v	要介護 5	<u>1,256単位</u>

(二) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)

a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)

i	要介護 1	<u>717単位</u>
ii	要介護 2	<u>824単位</u>
iii	要介護 3	<u>930単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,019単位</u>
v	要介護 5	<u>1,107単位</u>

b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)

i	要介護 1	<u>825単位</u>
ii	要介護 2	<u>933単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,037単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,125単位</u>

i	要介護 1	<u>722単位</u>
ii	要介護 2	<u>828単位</u>
iii	要介護 3	<u>972単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,121単位</u>
v	要介護 5	<u>1,161単位</u>

(2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費（1日につき）

(一) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)

a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)

i	要介護 1	<u>702単位</u>
ii	要介護 2	<u>806単位</u>
iii	要介護 3	<u>950単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,036単位</u>
v	要介護 5	<u>1,123単位</u>

b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)

i	要介護 1	<u>807単位</u>
ii	要介護 2	<u>913単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,055単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,143単位</u>
v	要介護 5	<u>1,229単位</u>

(二) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)

a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)

i	要介護 1	<u>702単位</u>
ii	要介護 2	<u>806単位</u>
iii	要介護 3	<u>910単位</u>
iv	要介護 4	<u>997単位</u>
v	要介護 5	<u>1,083単位</u>

b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)

i	要介護 1	<u>807単位</u>
ii	要介護 2	<u>913単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,015単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,101単位</u>

v 要介護 5	<u>1,216単位</u>
(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）	
(一) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(I)	
a 要介護 1	<u>838単位</u>
b 要介護 2	<u>943単位</u>
c 要介護 3	<u>1,172単位</u>
d 要介護 4	<u>1,269単位</u>
e 要介護 5	<u>1,356単位</u>
(二) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(II)	
a 要介護 1	<u>867単位</u>
b 要介護 2	<u>977単位</u>
c 要介護 3	<u>1,216単位</u>
d 要介護 4	<u>1,317単位</u>
e 要介護 5	<u>1,408単位</u>
(三) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(III)	
a 要介護 1	<u>856単位</u>
b 要介護 2	<u>965単位</u>
c 要介護 3	<u>1,201単位</u>
d 要介護 4	<u>1,300単位</u>
e 要介護 5	<u>1,390単位</u>
(四) 経過的ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(I)	
a 要介護 1	<u>838単位</u>
b 要介護 2	<u>943単位</u>
c 要介護 3	<u>1,172単位</u>
d 要介護 4	<u>1,269単位</u>
e 要介護 5	<u>1,356単位</u>
(五) 経過的ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(II)	
a 要介護 1	<u>867単位</u>
b 要介護 2	<u>977単位</u>
c 要介護 3	<u>1,216単位</u>

v 要介護 5	<u>1,190単位</u>
(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）	
(一) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(I)	
a 要介護 1	<u>820単位</u>
b 要介護 2	<u>923単位</u>
c 要介護 3	<u>1,147単位</u>
d 要介護 4	<u>1,242単位</u>
e 要介護 5	<u>1,327単位</u>
(二) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(II)	
a 要介護 1	<u>848単位</u>
b 要介護 2	<u>956単位</u>
c 要介護 3	<u>1,190単位</u>
d 要介護 4	<u>1,289単位</u>
e 要介護 5	<u>1,378単位</u>
(三) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(III)	
a 要介護 1	<u>838単位</u>
b 要介護 2	<u>944単位</u>
c 要介護 3	<u>1,175単位</u>
d 要介護 4	<u>1,272単位</u>
e 要介護 5	<u>1,360単位</u>
(四) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(IV)	
a 要介護 1	<u>820単位</u>
b 要介護 2	<u>923単位</u>
c 要介護 3	<u>1,147単位</u>
d 要介護 4	<u>1,242単位</u>
e 要介護 5	<u>1,327単位</u>
(五) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(V)	
a 要介護 1	<u>848単位</u>
b 要介護 2	<u>956単位</u>
c 要介護 3	<u>1,190単位</u>

d 要介護 4	<u>1,317単位</u>
e 要介護 5	<u>1,408単位</u>
(六) <u>経過的ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)</u>	
a 要介護 1	<u>856単位</u>
b 要介護 2	<u>965単位</u>
c 要介護 3	<u>1,201単位</u>
d 要介護 4	<u>1,300単位</u>
e 要介護 5	<u>1,390単位</u>
(4) <u>ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費（1日につき）</u>	
(一) <u>ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費</u>	
a 要介護 1	<u>838単位</u>
b 要介護 2	<u>943単位</u>
c 要介護 3	<u>1,082単位</u>
d 要介護 4	<u>1,170単位</u>
e 要介護 5	<u>1,257単位</u>
(二) <u>経過的ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費</u>	
a 要介護 1	<u>838単位</u>
b 要介護 2	<u>943単位</u>
c 要介護 3	<u>1,082単位</u>
d 要介護 4	<u>1,170単位</u>
e 要介護 5	<u>1,257単位</u>
(5) <u>特定病院療養病床短期入所療養介護費</u>	
(一) 3時間以上4時間未満	<u>670単位</u>
(二) 4時間以上6時間未満	<u>928単位</u>
(三) 6時間以上8時間未満	<u>1,289単位</u>
注1～7 (略)	
8 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算	

d 要介護 4	<u>1,289単位</u>
e 要介護 5	<u>1,378単位</u>
(六) <u>ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅳ)</u>	
a 要介護 1	<u>838単位</u>
b 要介護 2	<u>944単位</u>
c 要介護 3	<u>1,175単位</u>
d 要介護 4	<u>1,272単位</u>
e 要介護 5	<u>1,360単位</u>
(4) <u>ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費（1日につき）</u>	
(一) <u>ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)</u>	
a 要介護 1	<u>820単位</u>
b 要介護 2	<u>923単位</u>
c 要介護 3	<u>1,059単位</u>
d 要介護 4	<u>1,145単位</u>
e 要介護 5	<u>1,230単位</u>
(二) <u>ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)</u>	
a 要介護 1	<u>820単位</u>
b 要介護 2	<u>923単位</u>
c 要介護 3	<u>1,059単位</u>
d 要介護 4	<u>1,145単位</u>
e 要介護 5	<u>1,230単位</u>
(5) <u>特定病院療養病床短期入所療養介護費</u>	
(一) 3時間以上4時間未満	<u>656単位</u>
(二) 4時間以上6時間未満	<u>908単位</u>
(三) 6時間以上8時間未満	<u>1,261単位</u>
注1～7 (略)	
8 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算	

として、利用を開始した日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、算定しない。

9～13 （略）

(6)～(8) （略）

(9) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) サービス提供体制強化加算(I) 22単位

(二) サービス提供体制強化加算(II) 18単位

(三) サービス提供体制強化加算(III) 6単位

(削る)

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第四十号

(10) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他

として、利用を開始した日から起算して7日を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、算定しない。

9～13 （略）

(6)～(8) （略）

(9) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) サービス提供体制強化加算(I)イ 18単位

(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ 12単位

(三) サービス提供体制強化加算(II) 6単位

(四) サービス提供体制強化加算(III) 6単位

(10) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（四及び五）については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる

の加算は算定しない。

(一)～(三) (略)

(削る)

(削る)

(11) (略)

ハ 診療所における短期入所療養介護費

(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)

(一) 診療所短期入所療養介護費(I)

a 診療所短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	<u>690単位</u>
ii 要介護2	<u>740単位</u>
iii 要介護3	<u>789単位</u>
iv 要介護4	<u>839単位</u>
v 要介護5	<u>889単位</u>

b 診療所短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	<u>717単位</u>
ii 要介護2	<u>770単位</u>
iii 要介護3	<u>822単位</u>
iv 要介護4	<u>874単位</u>
v 要介護5	<u>926単位</u>

c 診療所短期入所療養介護費(iii)

i 要介護1	<u>708単位</u>
ii 要介護2	<u>759単位</u>
iii 要介護3	<u>810単位</u>
iv 要介護4	<u>861単位</u>
v 要介護5	<u>913単位</u>

d 診療所短期入所療養介護費(iv)

i 要介護1	<u>796単位</u>
--------	--------------

いずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)～(三) (略)

四 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (三)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

五 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (三)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(11) (略)

ハ 診療所における短期入所療養介護費

(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)

(一) 診療所短期入所療養介護費(I)

a 診療所短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	<u>675単位</u>
ii 要介護2	<u>724単位</u>
iii 要介護3	<u>772単位</u>
iv 要介護4	<u>821単位</u>
v 要介護5	<u>870単位</u>

b 診療所短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	<u>702単位</u>
ii 要介護2	<u>754単位</u>
iii 要介護3	<u>804単位</u>
iv 要介護4	<u>855単位</u>
v 要介護5	<u>906単位</u>

c 診療所短期入所療養介護費(iii)

i 要介護1	<u>693単位</u>
ii 要介護2	<u>743単位</u>
iii 要介護3	<u>793単位</u>
iv 要介護4	<u>843単位</u>
v 要介護5	<u>893単位</u>

d 診療所短期入所療養介護費(iv)

i 要介護1	<u>779単位</u>
--------	--------------

ii	要介護 2	<u>846単位</u>
iii	要介護 3	<u>897単位</u>
iv	要介護 4	<u>945単位</u>
v	要介護 5	<u>995単位</u>
e	診療所短期入所療養介護費(v)	
i	要介護 1	<u>829単位</u>
ii	要介護 2	<u>882単位</u>
iii	要介護 3	<u>934単位</u>
iv	要介護 4	<u>985単位</u>
v	要介護 5	<u>1,037単位</u>
f	診療所短期入所療養介護費(vi)	
i	要介護 1	<u>818単位</u>
ii	要介護 2	<u>870単位</u>
iii	要介護 3	<u>921単位</u>
iv	要介護 4	<u>971単位</u>
v	要介護 5	<u>1,023単位</u>
(二)	診療所短期入所療養介護費(II)	
a	診療所短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>611単位</u>
ii	要介護 2	<u>656単位</u>
iii	要介護 3	<u>700単位</u>
iv	要介護 4	<u>746単位</u>
v	要介護 5	<u>790単位</u>
b	診療所短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>719単位</u>
ii	要介護 2	<u>763単位</u>
iii	要介護 3	<u>808単位</u>
iv	要介護 4	<u>853単位</u>
v	要介護 5	<u>898単位</u>
(2)	ユニット型診療所短期入所療養介護費(1日につき)	
(一)	ユニット型診療所短期入所療養介護費(I)	

ii	要介護 2	<u>828単位</u>
iii	要介護 3	<u>878単位</u>
iv	要介護 4	<u>925単位</u>
v	要介護 5	<u>974単位</u>
e	診療所短期入所療養介護費(v)	
i	要介護 1	<u>811単位</u>
ii	要介護 2	<u>863単位</u>
iii	要介護 3	<u>914単位</u>
iv	要介護 4	<u>964単位</u>
v	要介護 5	<u>1,015単位</u>
f	診療所短期入所療養介護費(vi)	
i	要介護 1	<u>800単位</u>
ii	要介護 2	<u>851単位</u>
iii	要介護 3	<u>901単位</u>
iv	要介護 4	<u>950単位</u>
v	要介護 5	<u>1,001単位</u>
(二)	診療所短期入所療養介護費(II)	
a	診療所短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>598単位</u>
ii	要介護 2	<u>642単位</u>
iii	要介護 3	<u>685単位</u>
iv	要介護 4	<u>730単位</u>
v	要介護 5	<u>773単位</u>
b	診療所短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>704単位</u>
ii	要介護 2	<u>747単位</u>
iii	要介護 3	<u>791単位</u>
iv	要介護 4	<u>835単位</u>
v	要介護 5	<u>879単位</u>
(2)	ユニット型診療所短期入所療養介護費(1日につき)	
(一)	ユニット型診療所短期入所療養介護費(I)	

a	要介護 1	818単位
b	要介護 2	869単位
c	要介護 3	918単位
d	要介護 4	967単位
e	要介護 5	1,017単位
(二)	ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	要介護 1	846単位
b	要介護 2	899単位
c	要介護 3	950単位
d	要介護 4	1,001単位
e	要介護 5	1,054単位
(三)	ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	要介護 1	836単位
b	要介護 2	888単位
c	要介護 3	939単位
d	要介護 4	989単位
e	要介護 5	1,040単位
(四)	経過のユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅰ)	
a	要介護 1	818単位
b	要介護 2	869単位
c	要介護 3	918単位
d	要介護 4	967単位
e	要介護 5	1,017単位
(五)	経過のユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	要介護 1	846単位
b	要介護 2	899単位
c	要介護 3	950単位
d	要介護 4	1,001単位
e	要介護 5	1,054単位
(六)	経過のユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	要介護 1	836単位

a	要介護 1	800単位
b	要介護 2	850単位
c	要介護 3	898単位
d	要介護 4	946単位
e	要介護 5	995単位
(二)	ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	要介護 1	828単位
b	要介護 2	880単位
c	要介護 3	930単位
d	要介護 4	980単位
e	要介護 5	1,031単位
(三)	ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	要介護 1	818単位
b	要介護 2	869単位
c	要介護 3	919単位
d	要介護 4	968単位
e	要介護 5	1,018単位
(四)	ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a	要介護 1	800単位
b	要介護 2	850単位
c	要介護 3	898単位
d	要介護 4	946単位
e	要介護 5	995単位
(五)	ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅴ)	
a	要介護 1	828単位
b	要介護 2	880単位
c	要介護 3	930単位
d	要介護 4	980単位
e	要介護 5	1,031単位
(六)	ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅵ)	
a	要介護 1	818単位

b 要介護 2	888単位
c 要介護 3	939単位
d 要介護 4	989単位
e 要介護 5	1,040単位

(3) 特定診療所短期入所療養介護費

(一) 3時間以上4時間未満	670単位
(二) 4時間以上6時間未満	928単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,289単位

注1～6 (略)

7 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。

8～12 (略)

(4)～(6) (略)

(7) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) サービス提供体制強化加算(I)	22単位
(二) サービス提供体制強化加算(II)	18単位
(三) サービス提供体制強化加算(III)	6単位

(削る)

b 要介護 2	869単位
c 要介護 3	919単位
d 要介護 4	968単位
e 要介護 5	1,018単位

(3) 特定診療所短期入所療養介護費

(一) 3時間以上4時間未満	656単位
(二) 4時間以上6時間未満	908単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,261単位

注1～6 (略)

7 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。

8～12 (略)

(4)～(6) (略)

(7) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) サービス提供体制強化加算(I)イ	18単位
(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ	12単位
(三) サービス提供体制強化加算(II)	6単位
(四) サービス提供体制強化加算(III)	6単位

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第四十号

(8) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)～(三) (略)

(削る)

(削る)

(9) (略)

ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費（1日につき）

(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)

a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	1,042単位
ii 要介護2	1,108単位
iii 要介護3	1,173単位
iv 要介護4	1,239単位
v 要介護5	1,305単位

b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

(8) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（四及び五については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)～(三) (略)

四 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (三)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

五 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (三)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(9) (略)

ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費（1日につき）

(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)

a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	1,020単位
ii 要介護2	1,084単位
iii 要介護3	1,148単位
iv 要介護4	1,212単位
v 要介護5	1,277単位

b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i	要介護 1	<u>1,150単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,216単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,280単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,348単位</u>
v	要介護 5	<u>1,412単位</u>
(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)		
a	認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>986単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,055単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,124単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,193単位</u>
v	要介護 5	<u>1,260単位</u>
b	認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>1,094単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,163単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,230単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,302単位</u>
v	要介護 5	<u>1,369単位</u>
(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)		
a	認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>958単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,025単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,091単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,158単位</u>
v	要介護 5	<u>1,224単位</u>
b	認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>1,066単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,132単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,200単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,266単位</u>
v	要介護 5	<u>1,333単位</u>

i	要介護 1	<u>1,125単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,190単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,253単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,319単位</u>
v	要介護 5	<u>1,382単位</u>
(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)		
a	認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>965単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,032単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,100単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,167単位</u>
v	要介護 5	<u>1,233単位</u>
b	認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>1,071単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,138単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,204単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,274単位</u>
v	要介護 5	<u>1,340単位</u>
(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)		
a	認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>937単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,003単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,068単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,133単位</u>
v	要介護 5	<u>1,198単位</u>
b	認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>1,043単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,108単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,174単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,239単位</u>
v	要介護 5	<u>1,304単位</u>

(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>942単位</u>
ii 要介護 2	<u>1,008単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,073単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,138単位</u>
v 要介護 5	<u>1,204単位</u>
b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>1,049単位</u>
ii 要介護 2	<u>1,116単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,180単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,247単位</u>
v 要介護 5	<u>1,312単位</u>
(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ)	
a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>881単位</u>
ii 要介護 2	<u>947単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,013単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,078単位</u>
v 要介護 5	<u>1,143単位</u>
b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>990単位</u>
ii 要介護 2	<u>1,055単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,121単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,186単位</u>
v 要介護 5	<u>1,251単位</u>
(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I)	
a 要介護 1	<u>786単位</u>
b 要介護 2	<u>850単位</u>
c 要介護 3	<u>917単位</u>

(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>922単位</u>
ii 要介護 2	<u>986単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,050単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,114単位</u>
v 要介護 5	<u>1,178単位</u>
b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>1,027単位</u>
ii 要介護 2	<u>1,092単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,155単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,220単位</u>
v 要介護 5	<u>1,284単位</u>
(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ)	
a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>862単位</u>
ii 要介護 2	<u>927単位</u>
iii 要介護 3	<u>991単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,055単位</u>
v 要介護 5	<u>1,119単位</u>
b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>969単位</u>
ii 要介護 2	<u>1,032単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,097単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,161単位</u>
v 要介護 5	<u>1,224単位</u>
(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I)	
a 要介護 1	<u>769単位</u>
b 要介護 2	<u>832単位</u>
c 要介護 3	<u>897単位</u>

d	要介護 4	<u>983単位</u>
e	要介護 5	<u>1,048単位</u>
(二)	認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	要介護 1	<u>894単位</u>
b	要介護 2	<u>960単位</u>
c	要介護 3	<u>1,025単位</u>
d	要介護 4	<u>1,091単位</u>
e	要介護 5	<u>1,156単位</u>
(3)	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一)	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I)	
a	<u>ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費</u>	
i	要介護 1	<u>1,171単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,236単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,303単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,368単位</u>
v	要介護 5	<u>1,434単位</u>
b	<u>経過的ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費</u>	
i	要介護 1	<u>1,171単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,236単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,303単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,368単位</u>
v	要介護 5	<u>1,434単位</u>
(二)	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	<u>ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費</u>	
i	要介護 1	<u>1,115単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,183単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,253単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,322単位</u>
v	要介護 5	<u>1,390単位</u>
b	<u>経過的ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費</u>	

d	要介護 4	<u>962単位</u>
e	要介護 5	<u>1,026単位</u>
(二)	認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	要介護 1	<u>875単位</u>
b	要介護 2	<u>939単位</u>
c	要介護 3	<u>1,003単位</u>
d	要介護 4	<u>1,068単位</u>
e	要介護 5	<u>1,131単位</u>
(3)	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一)	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I)	
a	<u>ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)</u>	
i	要介護 1	<u>1,146単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,210単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,275単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,339単位</u>
v	要介護 5	<u>1,403単位</u>
b	<u>ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)</u>	
i	要介護 1	<u>1,146単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,210単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,275単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,339単位</u>
v	要介護 5	<u>1,403単位</u>
(二)	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	<u>ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)</u>	
i	要介護 1	<u>1,091単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,158単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,226単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,294単位</u>
v	要介護 5	<u>1,360単位</u>
b	<u>ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)</u>	

i 要介護 1	<u>1,115単位</u>
ii 要介護 2	<u>1,183単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,253単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,322単位</u>
v 要介護 5	<u>1,390単位</u>

(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費

(一) 3時間以上4時間未満	<u>670単位</u>
(二) 4時間以上6時間未満	<u>927単位</u>
(三) 6時間以上8時間未満	<u>1,288単位</u>

注 1～3 (略)

4 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。

5～8 (略)

(5)・(6) (略)

(7) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) サービス提供体制強化加算(I)	<u>22単位</u>
(二) サービス提供体制強化加算(II)	<u>18単位</u>
(三) サービス提供体制強化加算(III)	<u>6単位</u>

(削る)

i 要介護 1	<u>1,091単位</u>
ii 要介護 2	<u>1,158単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,226単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,294単位</u>
v 要介護 5	<u>1,360単位</u>

(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費

(一) 3時間以上4時間未満	<u>656単位</u>
(二) 4時間以上6時間未満	<u>907単位</u>
(三) 6時間以上8時間未満	<u>1,260単位</u>

注 1～3 (略)

4 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。

5～8 (略)

(5)・(6) (略)

(7) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) サービス提供体制強化加算(I)イ	<u>18単位</u>
(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ	<u>12単位</u>
(三) サービス提供体制強化加算(II)	<u>6単位</u>
(四) サービス提供体制強化加算(III)	<u>6単位</u>

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第四十号

(8) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)～(三) (略)

(削る)

(削る)

(9) (略)

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

(1) I型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)

(一) I型介護医療院短期入所療養介護費(I)

a I型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	<u>762単位</u>
ii 要介護2	<u>874単位</u>
iii 要介護3	<u>1,112単位</u>
iv 要介護4	<u>1,214単位</u>
v 要介護5	<u>1,305単位</u>

b I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	<u>875単位</u>
--------	--------------

(8) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(四及び五については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)～(三) (略)

四 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (三)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

五 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (三)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(9) (略)

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

(1) I型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)

(一) I型介護医療院短期入所療養介護費(I)

a I型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	<u>746単位</u>
ii 要介護2	<u>855単位</u>
iii 要介護3	<u>1,088単位</u>
iv 要介護4	<u>1,188単位</u>
v 要介護5	<u>1,277単位</u>

b I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	<u>856単位</u>
--------	--------------

ii	要介護 2	<u>985単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,224単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,325単位</u>
v	要介護 5	<u>1,416単位</u>
(二)	I型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	I型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>752単位</u>
ii	要介護 2	<u>861単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,096単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,197単位</u>
v	要介護 5	<u>1,287単位</u>
b	I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>862単位</u>
ii	要介護 2	<u>972単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,207単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,306単位</u>
v	要介護 5	<u>1,396単位</u>
(三)	I型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	I型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>736単位</u>
ii	要介護 2	<u>845単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,080単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,180単位</u>
v	要介護 5	<u>1,270単位</u>
b	I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>846単位</u>
ii	要介護 2	<u>955単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,190単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,290単位</u>
v	要介護 5	<u>1,380単位</u>
(2)	Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)	

ii	要介護 2	<u>964単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,198単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,297単位</u>
v	要介護 5	<u>1,386単位</u>
(二)	I型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	I型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>736単位</u>
ii	要介護 2	<u>843単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,073単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,171単位</u>
v	要介護 5	<u>1,259単位</u>
b	I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>844単位</u>
ii	要介護 2	<u>951単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,181単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,278単位</u>
v	要介護 5	<u>1,366単位</u>
(三)	I型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	I型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>720単位</u>
ii	要介護 2	<u>827単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,057単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,155単位</u>
v	要介護 5	<u>1,243単位</u>
b	I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>828単位</u>
ii	要介護 2	<u>935単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,165単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,262単位</u>
v	要介護 5	<u>1,350単位</u>
(2)	Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)	

(一) II型介護医療院短期入所療養介護費(I)	
a II型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	<u>716単位</u>
ii 要介護2	<u>812単位</u>
iii 要介護3	<u>1,022単位</u>
iv 要介護4	<u>1,111単位</u>
v 要介護5	<u>1,192単位</u>
b II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	<u>828単位</u>
ii 要介護2	<u>925単位</u>
iii 要介護3	<u>1,133単位</u>
iv 要介護4	<u>1,223単位</u>
v 要介護5	<u>1,303単位</u>
(二) II型介護医療院短期入所療養介護費(II)	
a II型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	<u>700単位</u>
ii 要介護2	<u>796単位</u>
iii 要介護3	<u>1,006単位</u>
iv 要介護4	<u>1,094単位</u>
v 要介護5	<u>1,175単位</u>
b II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	<u>811単位</u>
ii 要介護2	<u>908単位</u>
iii 要介護3	<u>1,117単位</u>
iv 要介護4	<u>1,207単位</u>
v 要介護5	<u>1,287単位</u>
(三) II型介護医療院短期入所療養介護費(III)	
a II型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	<u>689単位</u>
ii 要介護2	<u>785単位</u>
iii 要介護3	<u>994単位</u>

(一) II型介護医療院短期入所療養介護費(I)	
a II型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	<u>701単位</u>
ii 要介護2	<u>795単位</u>
iii 要介護3	<u>1,000単位</u>
iv 要介護4	<u>1,087単位</u>
v 要介護5	<u>1,166単位</u>
b II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	<u>810単位</u>
ii 要介護2	<u>905単位</u>
iii 要介護3	<u>1,109単位</u>
iv 要介護4	<u>1,197単位</u>
v 要介護5	<u>1,275単位</u>
(二) II型介護医療院短期入所療養介護費(II)	
a II型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	<u>685単位</u>
ii 要介護2	<u>779単位</u>
iii 要介護3	<u>984単位</u>
iv 要介護4	<u>1,071単位</u>
v 要介護5	<u>1,150単位</u>
b II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	<u>794単位</u>
ii 要介護2	<u>889単位</u>
iii 要介護3	<u>1,093単位</u>
iv 要介護4	<u>1,181単位</u>
v 要介護5	<u>1,259単位</u>
(三) II型介護医療院短期入所療養介護費(III)	
a II型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	<u>674単位</u>
ii 要介護2	<u>768単位</u>
iii 要介護3	<u>973単位</u>

iv	要介護 4	<u>1,083単位</u>
v	要介護 5	<u>1,163単位</u>
b	II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>800単位</u>
ii	要介護 2	<u>897単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,106単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,196単位</u>
v	要介護 5	<u>1,275単位</u>
(3)	特別介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)	
(一)	I型特別介護医療院短期入所療養介護費	
a	I型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>702単位</u>
ii	要介護 2	<u>804単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,029単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,123単位</u>
v	要介護 5	<u>1,210単位</u>
b	I型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>805単位</u>
ii	要介護 2	<u>910単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,132単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,228単位</u>
v	要介護 5	<u>1,313単位</u>
(二)	II型特別介護医療院短期入所療養介護費	
a	II型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>656単位</u>
ii	要介護 2	<u>748単位</u>
iii	要介護 3	<u>947単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,032単位</u>
v	要介護 5	<u>1,108単位</u>
b	II型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>762単位</u>

iv	要介護 4	<u>1,060単位</u>
v	要介護 5	<u>1,138単位</u>
b	II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>783単位</u>
ii	要介護 2	<u>878単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,082単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,170単位</u>
v	要介護 5	<u>1,248単位</u>
(3)	特別介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)	
(一)	I型特別介護医療院短期入所療養介護費	
a	I型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>687単位</u>
ii	要介護 2	<u>787単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,007単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,099単位</u>
v	要介護 5	<u>1,184単位</u>
b	I型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>788単位</u>
ii	要介護 2	<u>891単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,108単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,202単位</u>
v	要介護 5	<u>1,285単位</u>
(二)	II型特別介護医療院短期入所療養介護費	
a	II型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>642単位</u>
ii	要介護 2	<u>732単位</u>
iii	要介護 3	<u>927単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,010単位</u>
v	要介護 5	<u>1,084単位</u>
b	II型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>746単位</u>

ii	要介護 2	855単位
iii	要介護 3	1,054単位
iv	要介護 4	1,137単位
v	要介護 5	1,214単位
(4) ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費 (1日につき)		
(一) ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(I)		
a <u>ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費</u>		
i	要介護 1	892単位
ii	要介護 2	1,002単位
iii	要介護 3	1,242単位
iv	要介護 4	1,343単位
v	要介護 5	1,434単位
b <u>経過的ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費</u>		
i	要介護 1	892単位
ii	要介護 2	1,002単位
iii	要介護 3	1,242単位
iv	要介護 4	1,343単位
v	要介護 5	1,434単位
(二) ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(II)		
a <u>ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費</u>		
i	要介護 1	882単位
ii	要介護 2	990単位
iii	要介護 3	1,226単位
iv	要介護 4	1,325単位
v	要介護 5	1,415単位
b <u>経過的ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費</u>		
i	要介護 1	882単位
ii	要介護 2	990単位
iii	要介護 3	1,226単位
iv	要介護 4	1,325単位

ii	要介護 2	837単位
iii	要介護 3	1,031単位
iv	要介護 4	1,113単位
v	要介護 5	1,188単位
(4) ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費 (1日につき)		
(一) ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(I)		
a <u>ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(i)</u>		
i	要介護 1	873単位
ii	要介護 2	981単位
iii	要介護 3	1,215単位
iv	要介護 4	1,314単位
v	要介護 5	1,403単位
b <u>ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(ii)</u>		
i	要介護 1	873単位
ii	要介護 2	981単位
iii	要介護 3	1,215単位
iv	要介護 4	1,314単位
v	要介護 5	1,403単位
(二) ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(II)		
a <u>ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(i)</u>		
i	要介護 1	863単位
ii	要介護 2	969単位
iii	要介護 3	1,200単位
iv	要介護 4	1,297単位
v	要介護 5	1,385単位
b <u>ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(ii)</u>		
i	要介護 1	863単位
ii	要介護 2	969単位
iii	要介護 3	1,200単位
iv	要介護 4	1,297単位

v 要介護 5	<u>1,415単位</u>
(5) ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	
(一) <u>ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費</u>	
a 要介護 1	<u>891単位</u>
b 要介護 2	<u>993単位</u>
c 要介護 3	<u>1,215単位</u>
d 要介護 4	<u>1,309単位</u>
e 要介護 5	<u>1,394単位</u>
(二) <u>経過的ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費</u>	
a 要介護 1	<u>891単位</u>
b 要介護 2	<u>993単位</u>
c 要介護 3	<u>1,215単位</u>
d 要介護 4	<u>1,309単位</u>
e 要介護 5	<u>1,394単位</u>
(6) ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	
(一) <u>ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費</u>	
a <u>ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費</u>	
i 要介護 1	<u>841単位</u>
ii 要介護 2	<u>943単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,168単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,262単位</u>
v 要介護 5	<u>1,347単位</u>
b <u>経過的ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費</u>	
i 要介護 1	<u>841単位</u>
ii 要介護 2	<u>943単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,168単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,262単位</u>
v 要介護 5	<u>1,347単位</u>

v 要介護 5	<u>1,385単位</u>
(5) ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	
(一) <u>ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(i)</u>	
a 要介護 1	<u>872単位</u>
b 要介護 2	<u>972単位</u>
c 要介護 3	<u>1,189単位</u>
d 要介護 4	<u>1,281単位</u>
e 要介護 5	<u>1,364単位</u>
(二) <u>ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ii)</u>	
a 要介護 1	<u>872単位</u>
b 要介護 2	<u>972単位</u>
c 要介護 3	<u>1,189単位</u>
d 要介護 4	<u>1,281単位</u>
e 要介護 5	<u>1,364単位</u>
(6) ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	
(一) <u>ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費</u>	
a <u>ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)</u>	
i 要介護 1	<u>823単位</u>
ii 要介護 2	<u>923単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,143単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,235単位</u>
v 要介護 5	<u>1,318単位</u>
b <u>ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)</u>	
i 要介護 1	<u>823単位</u>
ii 要介護 2	<u>923単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,143単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,235単位</u>
v 要介護 5	<u>1,318単位</u>

(二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費

a ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費

i 要介護 1	849単位
ii 要介護 2	946単位
iii 要介護 3	1,156単位
iv 要介護 4	1,247単位
v 要介護 5	1,326単位

b 経過的ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費

i 要介護 1	849単位
ii 要介護 2	946単位
iii 要介護 3	1,156単位
iv 要介護 4	1,247単位
v 要介護 5	1,326単位

(7) 特定介護医療院短期入所療養介護

(一) 3時間以上4時間未満	670単位
(二) 4時間以上6時間未満	928単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,289単位

注1～6 (略)

7 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度として、1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は、算定しない。

8～13 (略)

(8)～(12) (略)

(13) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとし

(二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費

a ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	831単位
ii 要介護 2	926単位
iii 要介護 3	1,131単位
iv 要介護 4	1,220単位
v 要介護 5	1,298単位

b ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	831単位
ii 要介護 2	926単位
iii 要介護 3	1,131単位
iv 要介護 4	1,220単位
v 要介護 5	1,298単位

(7) 特定介護医療院短期入所療養介護

(一) 3時間以上4時間未満	656単位
(二) 4時間以上6時間未満	908単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,261単位

注1～6 (略)

7 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は、算定しない。

8～13 (略)

(8)～(12) (略)

(13) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとし

て都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) サービス提供体制強化加算(I) 22単位
 - (二) サービス提供体制強化加算(II) 18単位
 - (三) サービス提供体制強化加算(III) 6単位
- (削る)

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第四十号

(14) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一)～(三) (略)
- (削る)
- (削る)

(15) (略)

10 特定施設入居者生活介護費

て都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) サービス提供体制強化加算(I)イ 18単位
- (二) サービス提供体制強化加算(I)ロ 12単位
- (三) サービス提供体制強化加算(II) 6単位
- (四) サービス提供体制強化加算(III) 6単位

(14) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（四及び五については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一)～(三) (略)
- (四) 介護職員処遇改善加算(IV) (三)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (五) 介護職員処遇改善加算(V) (三)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(15) (略)

10 特定施設入居者生活介護費

イ 特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要介護1	538単位
(2) 要介護2	604単位
(3) 要介護3	674単位
(4) 要介護4	738単位
(5) 要介護5	807単位

ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費（1月につき）

ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要介護1	538単位
(2) 要介護2	604単位
(3) 要介護3	674単位
(4) 要介護4	738単位
(5) 要介護5	807単位

注1～4（略）

5 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、トを算定している場合においては、算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 入居継続支援加算(I) 36単位

(2) 入居継続支援加算(II) 22単位

(削る)

イ 特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要介護1	536単位
(2) 要介護2	602単位
(3) 要介護3	671単位
(4) 要介護4	735単位
(5) 要介護5	804単位

ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費（1月につき）

ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要介護1	536単位
(2) 要介護2	602単位
(3) 要介護3	671単位
(4) 要介護4	735単位
(5) 要介護5	804単位

注1～4（略）

5 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、入居継続支援加算として、1日につき36単位を所定単位数に加算する。ただし、トを算定している場合においては、算定しない。

(1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が利用者の100分の15以上であること。

(2) 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、利用者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。

(3) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号）第5号に規定する基準に該当し

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第四十二号の三

6 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については3月に1回を限度として1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注7を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(1) <u>生活機能向上連携加算(I)</u>	<u>100単位</u>
(2) <u>生活機能向上連携加算(II)</u>	<u>200単位</u>

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第四十二号の四

7 イについて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下この号において「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているもの（利用者の数が100を超える指

ていないこと。

6 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して機能訓練を行った場合は、生活機能向上連携加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(新設)
(新設)

7 イについて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下この号において「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているもの（利用者の数が100を超える指

定特定施設にあつては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算(I)として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。また、個別機能訓練加算(I)を算定している場合であつて、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算(II)として、1月につき20単位を所定単位数に加算する。

8 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の満了日の属する月の翌月から12月に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|---------------------------|------|
| (1) <u>A D L維持等加算(I)</u> | 30単位 |
| (2) <u>A D L維持等加算(II)</u> | 60単位 |

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」 = 厚生労働大臣が定める基準第十六号の二

※ 「別に厚生労働大臣が定める期間」 = 厚生労働大臣が定め

定特定施設にあつては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

(新設)

る基準に適合する利用者等第二十八号の三

9～12 (略)

13 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定特定施設の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として1回につき20単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第四十二号の六

14 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき40単位を所定単位数に加算する。

イ 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

ロ 必要に応じて特定施設サービス計画（指定居宅サービス基準第184条第1項に規定する特定施設サービス計画をいう。）を見直すなど、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たって、イに規定する情報その他指定特定施設入居者生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

8～11 (略)

12 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定特定施設の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定しない。

(新設)

ニ (略)

ホ 看取り介護加算

注1 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り介護を行った場合は、看取り介護加算(I)として、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算する。ただし、退居した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。また、夜間看護体制加算を算定していない場合は、算定しない。

2 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り介護を行った場合は、看取り介護加算(II)として、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき572単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき644単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき1,180単位を、死亡日については1日につき1,780単位を死亡月に加算する。ただし、退居した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。また、看取り介護加算(I)を算定している場合又は夜間看護体制加算を算定していない場合は、算定しない。

※ 「別に厚生労働大臣が定める施設基準」＝厚生労働大臣が定める施設基準第二十四号

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者」＝厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等第二十九号

ニ (略)

ホ 看取り介護加算

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り介護を行った場合は、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算する。ただし、退居した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。また、この場合において、夜間看護体制加算を算定していない場合は、算定しない。

(新設)

へ (略)

ト サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|-----------------------|------|
| (1) サービス提供体制強化加算(I) | 22単位 |
| (2) サービス提供体制強化加算(II) | 18単位 |
| (3) サービス提供体制強化加算(III) | 6単位 |

(削る)

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第四十三号

チ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) (略)

(削る)

(削る)

へ (略)

ト サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|-----------------------|------|
| (一) サービス提供体制強化加算(I)イ | 18単位 |
| (二) サービス提供体制強化加算(I)ロ | 12単位 |
| (三) サービス提供体制強化加算(II) | 6単位 |
| (四) サービス提供体制強化加算(III) | 6単位 |

チ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) (略)

(4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

リ (略)
11 (略)

リ (略)
11 (略)

別紙 1 - 2

指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準

指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別表 指定居宅介護支援介護給付費単位数表 居宅介護支援費 イ 居宅介護支援費（1月につき） 居宅介護支援費） (一) <u>居宅介護支援費</u> a <u>要介護1又は要介護2</u> <u>1,076単位</u> b <u>要介護3、要介護4又は要介護5</u> <u>1,398単位</u> (二) <u>居宅介護支援費</u> a <u>要介護1又は要介護2</u> <u>539単位</u> b <u>要介護3、要介護4又は要介護5</u> <u>698単位</u> (三) <u>居宅介護支援費</u> a <u>要介護1又は要介護2</u> <u>323単位</u> b <u>要介護3、要介護4又は要介護5</u> <u>418単位</u> 居宅介護支援費） (一) <u>居宅介護支援費</u> a <u>要介護1又は要介護2</u> <u>1,076単位</u> b <u>要介護3、要介護4又は要介護5</u> <u>1,398単位</u> (二) <u>居宅介護支援費</u> a <u>要介護1又は要介護2</u> <u>522単位</u> b <u>要介護3、要介護4又は要介護5</u> <u>677単位</u> (三) <u>居宅介護支援費</u> a <u>要介護1又は要介護2</u> <u>313単位</u> b <u>要介護3、要介護4又は要介護5</u> <u>406単位</u> （削る）	別表 指定居宅介護支援介護給付費単位数表 居宅介護支援費 イ 居宅介護支援費（1月につき） 居宅介護支援費） (一) <u>要介護1又は要介護2</u> <u>1,057 単位</u> （新設） （新設） (二) <u>要介護3、要介護4又は要介護5</u> <u>1,373 単位</u> （新設） （新設） （新設） 居宅介護支援費） (一) <u>要介護1又は要介護2</u> <u>529 単位</u> （新設） （新設） (二) <u>要介護3、要介護4又は要介護5</u> <u>686 単位</u> （新設） （新設） （新設） <u>居宅介護支援費</u> (一) <u>要介護1又は要介護2</u> <u>317 単位</u>

注1 については、利用者に対して指定居宅介護支援（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）を行い、かつ、月の末日において指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「基準」という。）第14条第1項の規定により、同項に規定する文書を提出している指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援事業所は、次のイから八までにかかわらず、の(-)を適用する。また、を算定する場合には、は算定しない。

イ 居宅介護支援費() 指定居宅介護支援事業所（基準第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）において指定居宅介護支援を受ける1月当たりの利用者数に、当該指定居宅介護支援事業所が法第115条の23第3項の規定に基づき指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。）から委託を受けて行う指定介護予防支援（同項に規定する指定介護予防支援をいう。）の提供を受ける利用者数（基準第13条第26号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する地域に住所を有する利用者数を除く。）に2分の1を乗じた数を加えた数を当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の員数（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第2条第8号に規定する常勤換算方法で算定した員数をいう。以下同じ。）で除して得た数（以下「取扱件数」という。）が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分について

(二) 要介護3、要介護4又は要介護5

411 単位

注1 から までについては、利用者に対して指定居宅介護支援（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）を行い、かつ、月の末日において指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「基準」という。）第14条第1項の規定により、同項に規定する文書を提出している指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

イ 居宅介護支援費() 指定居宅介護支援事業所（基準第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）において指定居宅介護支援を受ける1月当たりの利用者数に、当該指定居宅介護支援事業所が法第115条の23第3項の規定に基づき指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。）から委託を受けて行う指定介護予防支援（同項に規定する指定介護予防支援をいう。）の提供を受ける利用者数（基準第13条第26号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する地域に住所を有する利用者数を除く。）に2分の1を乗じた数を加えた数を当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の員数（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第2条第8号に規定する常勤換算方法で算定した員数をいう。以下同じ。）で除して得た数（以下「取扱件数」という。）が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分について

算定する。

□ 居宅介護支援費() 取扱件数が40以上である場合において、40以上60未満の部分について算定する。

ハ 居宅介護支援費() 取扱件数が40以上である場合において、60以上の部分について算定する。

「別に厚生労働大臣が定める地域」= 厚生労働大臣が定める地域及び厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域第一号

2 については、情報通信機器（人工知能関連技術を活用したものを含む。）の活用又は事務職員の配置を行っている指定居宅介護支援事業者が、利用者に対して指定居宅介護支援を行い、かつ、月の末日において基準第14条第1項の規定により、同項に規定する文書を提出している場合について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定することができる。ただし、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援事業所は、次のイから八までにかかわらず、の(一)を適用する。

イ 居宅介護支援費() 取扱件数が45未満である場合又は45以上である場合において、45未満の部分について算定する。

ロ 居宅介護支援費() 取扱件数が45以上である場合において、45以上60未満の部分について算定する。

ハ 居宅介護支援費() 取扱件数が45以上である場合において、60以上の部分について算定する。

「別に厚生労働大臣が定める地域」= 厚生労働大臣が定める地域及び厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域第一号

3～8 (略)

□ 初回加算

300単位

算定する。

□ 居宅介護支援費() 取扱件数が40以上である場合において、40以上60未満の部分について算定する。

ハ 居宅介護支援費() 取扱件数が40以上である場合において、60以上の部分について算定する。

(新設)

2～7 (略)

□ 初回加算

300単位

注 指定居宅介護支援事業所において、新規に居宅サービス計画（法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。）を作成する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イの注3に規定する別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、当該加算は、算定しない。

八 特定事業所加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に届け出た指定居宅介護支援事業所は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 特定事業所加算()	505単位
ロ 特定事業所加算()	407単位
ハ 特定事業所加算()	309単位
ニ 特定事業所加算(A)	100単位

「別に厚生労働大臣が定める基準」= 厚生労働大臣が定める基準第八十四号

三 特定事業所医療介護連携加算 125単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定居宅介護支援事業所は、1月につき所定単位数を加算する。

「別に厚生労働大臣が定める基準」= 厚生労働大臣が定める基準第八十四号の二

注 指定居宅介護支援事業所において、新規に居宅サービス計画（法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。）を作成する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イの注2に規定する別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、当該加算は、算定しない。

八 特定事業所加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に届け出た指定居宅介護支援事業所は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、特定事業所加算()から特定事業所加算()までのいずれかの加算を算定している場合においては、特定事業所加算()から特定事業所加算()までのその他の加算は算定しない。

イ 特定事業所加算()	500単位
ロ 特定事業所加算()	400単位
ハ 特定事業所加算()	300単位
ニ 特定事業所加算()	125単位

(新設)

ホ (略)

△ 退院・退所加算

注 病院若しくは診療所に入院していた者又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設に入所していた者が退院又は退所（指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夕又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスの力の在宅・入所相互利用加算を算定する場合を除く。）し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合（同一の利用者について、当該居宅サービス及び地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院又は入所期間中につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定する場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、初回加算を算定する場合は、当該加算は算定しない。

イ～ホ (略)

(削る)

三 (略)

ホ 退院・退所加算

注 病院若しくは診療所に入院していた者又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設に入所していた者が退院又は退所（指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のヨ又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのワの在宅・入所相互利用加算を算定する場合を除く。）し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合（同一の利用者について、当該居宅サービス及び地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院又は入所期間中につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定する場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、初回加算を算定する場合は、当該加算は算定しない。

イ～ホ (略)

△ 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位

注 利用者が指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護を

(削る)

ト 通院時情報連携加算 50単位
注 利用者が病院又は診療所において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

いう。)の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定小規模多機能型居宅介護を提供する指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)に提供し、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における居宅サービス計画の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算する。ただし、この場合において、利用開始日前6月以内において、当該利用者による当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。

ト 看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位
注 利用者が指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定看護小規模多機能型居宅介護を提供する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)に提供し、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における居宅サービス計画の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算する。ただし、利用開始日前6月以内において、当該利用者による当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。

(新設)

チ・リ (略)

チ・リ (略)